

英国における死刑廃止： 廃止までの道のりと 現在につながる重要性

ジュリアン・B・ノウルズ

今村文彦（翻訳）

引用方法：ジュリアン・B・ノウルズ（今村文彦・訳）「英国における死刑廃止：廃止までの道のりと現在につながる重要性」
CrimeInfo 論文・エッセイ集7号（2018年）。

（本論文は Julian B. Knowles (2015) 'The Abolition of the Death Penalty in the United Kingdom: How it Happened and Why it Still Matters' , London: The Death Penalty Project を和訳したものである。

<http://www.deathpenaltyproject.org/wp-content/uploads/2015/11/DPP-50-Years-on-pp1-68-1.pdf>)

■ 謝辞

この論文は、スイス外務省、英国外務省、シグリッド・ラウジング財団、オーク財団、オープン・ソサエティ財団、Simons Muirhead & Burton 法律事務所、国連拷問被害者信託基金による、The Death Penalty Project への助成金によって可能となったものである。

献辞

著者は、アメリカの死刑囚のために人生を通して活動したスコット・W・ブレイデン氏に敬意を表し、彼に本稿を捧げる。

目次

■ 謝辞	3
■ 献辞	3
■ 目次	4
■ 序文	5
■ はじめに	6
■ 英国の死刑略史（十九世紀まで）	7
■ 血の法典（The Bloody Code）	10
■ 血の法典改革	12
■ 公開処刑の廃止	13
■ 二十世紀における謀殺以外への死刑執行	15
■ 二十世紀における死刑の制限	19
■ 二十世紀初頭における死刑廃止運動の伸長	29
■ 議会における死刑廃止の動き	30
■ 論争を招いた3つの事件	32
・ ティモシー・エヴァンス事件（1950年）	32
・ デレク・ベントレイ事件（1953年）	39
・ ルース・エリス事件（1955年）	43
■ 英国における死刑執行停止から死刑廃止へ	45
■ その後の死刑再開に向けた動き	50
■ 死刑に関する英国の国際法上の義務への影響	52
■ 英国の死刑適用の海外への影響	55
■ 結語：なぜ死刑廃止はいまなお英国において重要なのか？	57
■ 著者について	61
・ ジュリアン・ノウルズ（勅選弁護士）	61
■ The Death Penalty Project について	61

■ 序文

ジュリアン・ノウルズは、長年にわたり弁護士として世界中の死刑廃止へ向けた戦いの最前線にいる。彼は、枢密院やカリブ諸国の高等裁判所などの数多の重要な死刑事件に関わってきただけでなく、オクスフォード大学卒業後の三年間アメリカ・オクラホマ州とフロリダ州の死刑囚の事件に関わった経験もある。

英国法制史に関するの深い知識と彼自身の幅広い経験を生かして、ノウルズ氏は本研究において英国特有の死刑廃止の経過を分析している。

死刑廃止は他の国においては、南米では革命や解放の結果として、南アフリカでは法的な挑戦によって、また東欧では欧州大陸全体の死刑廃止運動の一環として実現してきた。しかしノウルズ氏が示すように、英国においては政治的・道徳的なリーダーシップをとった議会と国会議員の個人的良心によって死刑廃止が実現した。

本研究はまた、死刑執行の不正義と非人道性に対する公衆の怒りの拡大に繋がった 1950 年代のティモシー・エヴァンス事件、デレク・ベントレイ事件、ルース・エリス事件の三つ事件の分析を通じて、死刑廃止運動の極めて重要な背景を明らかにしている。これらの事件の分析とその影響は、本研究の非常に優れた点の一つであるが、この研究はまたハワード・リーグや死刑廃止国民評議会（the National Council for the Abolition of the Death Penalty）のような運動組織が担った決定的な役割をも明らかにしている。

どの国においても、どの大陸においても死刑廃止の理由は一様ではない。

死刑存置国が死刑廃止を実現しうる要因は予測不可能ではある。しかし、本研究は歴史的な分析にとどまらない。この研究は、それぞれの階層に応じた圧力をかける必要性を指摘している。理性的討議、政治運動、歴史的相似性が重要であるが、それと同時に死刑囚に関する個々の事件の詳細な分析と弁護もまた重要なのである。虐待を受けていたフィリピン人メイド、フローラ・コンテムプラシオンの死刑執行、英国のデレク・ベントレイ事件とティモシー・エヴァンス事件、公衆便所で捨てられていたため「クソ野郎」と呼ばれたセント・キッツ島の悲惨な孤児のデーブ・ウィルソン事件など、個々の事件に対する詳細な分析ほど死刑廃止の必要性を雄弁に物語るものはない。デーブ・ウィルソン氏には弁護人がおらず、誰も彼の代理をする者がいなかったため、彼は控訴する機会がないまま処刑された。本研究はイギリスにおける死刑廃止運動の勢いに関する分析だけでなく、第一次世界大戦中の忘却された卑劣な死刑執行の歴史を含む実際の事件の分析によって、死刑廃止実現に向かう多大な貢献をしている。

エドワード・フィッツジェラルド
ダウティ・ストリート・チェンバース
2015年11月

■ はじめに

本年（2015年）は、イングランド、ウェールズ、スコットランドが死刑執行を停止し、実質的な死刑廃止を実現させた謀殺法（Murder (Abolition of the Death Penalty) Act 1965）の成立 50 周年にあたる¹。死刑廃止は、啓蒙主義と社会自由主義の時代を通じて最も重要な政策変更をあらわしているかもしれない。² 1964年8月、英国における最後の二件の死刑執行³を許可したのは保守党の下院議員、ヘンリ・ブルック内務大臣であった。ハロルド・マクミラン〔首相在位：1957-63年〕と短命に終わったダグラス・ヒューム卿〔首相在位：1963-64年〕の保守党政権に飽き飽きした有権者は、1964年10月にハロルド・ウィルソンの労働党に政権をゆだねた。ウィルソン首相〔首相在位：1964-70年〕は、シドニー・シルヴァーマン下院議員〔1895-1968年〕の議員立法による謀殺法案（死刑廃止法案）のために審議の時間を与えた⁴。法案は、将来の内務大臣の生殺与奪に関する裁量権を剥奪することを意味していた。

本論文の目的は、①英国における死刑の歴史、特に死刑廃止につながった諸事情を検討すること、②死刑再開の試みに対して国内法、国際法が与えた影響を評価すること、③独立した旧植民地諸国や英国海外領における死刑の遺産を検討すること、④外国の死刑制度が、英国の犯罪人移送事件や亡命事件に与えた影響について検討することである。

死刑廃止は、単独の事件・事象の結果でも、単独の理由によるものでもなかった。死刑廃止は、①議会における継続的なキャンペーン、②1950年代に物議を醸した三件の死刑執行に対する市民の反発、③1950年代に実現されなかった謀殺殺人罪の法改正、④社会問題や刑事司法制度に対する態度の変化、とりわけ英国下院において国家は生命剥奪に関与すべきでないという啓蒙主義が多数派を占めたことなどの結果である。このような議会の決断は、必ずしも市民の支持を受けものではなかったということは強調しておきたい。すなわち死刑廃止実現は死刑を支持する英国の世論に反して行われ、少なくとも抽象的には死刑を支持する世論は現在まで継続している⁵。

死刑制度の遺産は、法的に認められた虐殺を存置している他国と英国との外交関係に直接的な影響を与え続けている。いまや死刑に対する強力な反対者に英国がなったことは誇るべきことであり、死刑廃止の道のりにおける苦々しい教訓（本稿ではそのいくつかを論じる）は今もなお意味がある。

¹ 1965年法は、1965年11月8日に国王の裁可を受け、3条4項に基づき翌日施行された。同法の適用範囲に北アイルランドは含まれなかった。北アイルランドにおける謀殺罪の死刑が廃止されたのは、1973年北アイルランド（緊急措置法）法第1条によるものであった。北アイルランドにおける最後の死刑執行は1961年12月20日、ロバート・マクグラッテリーに対するものであった。

² 1998年まで大逆罪、海賊罪（piracy with violence）、海軍施設放火罪、軍令違反に対する死刑が法令全書に残されていた。しかし1946年以降、謀殺罪を除いて死刑執行された例はない。

³ 1964年8月13日、グウィン・オーウェン・エヴァンスがマンチェスター刑務所で、ピーター・アレンがリヴァプール刑務所で執行された。両者はともに1964年4月7日にジョン・アラン・ウエストを謀殺した罪により、有罪判決を受けていた。

⁴ 政府は公式的には中立ではあるが、この法案は政府の非公式の支持を受けており、1964年の女王演説にも言及されていた。Hansard, HC Deb 21 December 1964, vol. 704 cc 870-1010.

⁵ 1938年以降死刑についてのギャラップ社による世論調査が行われてきた。20世紀中盤のアメリカと英国を含む欧州の結果の概要については：Erskine H., 'Capital Punishment: The Polls', Public Opinion Quarterly, 1970, 34(2): 290-307.

■ 英国の死刑略史（十九世紀まで）

死刑を規定した最古の成文法はメソポタミア文明時代において殺人罪、強姦罪、窃盗罪、姦通罪に対して死刑を規定したシュメール人によるウル・ナムム法典だと一般的に認識されている⁶。それから300年後の紀元前十八世紀〔紀元前1792-1750年頃〕のバビロニアのハムラビ法典は、20以上の犯罪に対して死刑を規定した⁷。紀元前十四世紀のヒッタイトの法律もまた死刑を規定していた⁸。紀元前七世紀、アテネのドラコンの立法〔前621年〕は全ての犯罪に対して死刑のみを規定していた⁹。また、紀元前五世紀頃のローマの十二表法も、死刑を規定していた。死刑は斬首、釜ゆで、生き埋め、火刑、毒杯、溺死（沼刑）、磔、内蔵摘出、決闘、絞首、斬刑、石打ち、窒息、狼刑（アハト）、八つ裂き（車刑）などによって執行されていた。

連合王国構成する国々においては、1964年に至るまで死刑制度は存置されてきた¹⁰。六世紀、反逆者、殺人者、重大犯罪の犯人に対する絞首刑がサクソン人によってグレートブリテンにもたらされたといわれている¹¹。軽罪に対しては身体刑と切断刑が科せられた。また、血の贖罪金（blood money）も一般的であった。しかし、ケント王エゼルベルトの法典のように、いくつかの法典には死刑に関する言及がまったく存在しないものがあった¹²。対照的に、アルフレッド王の法は、明文によって死刑を規定していた¹³。後に大逆罪と呼ばれるようになる犯罪、および、国王の眼前で犯される犯罪は、死刑によって処刑可能となっていた¹⁴。930年、イングランド王エゼルスタン〔在位895-939年〕は刑事責任年齢を12歳から15歳に引き上げたが、その理由は「どこでも行われているような小さな犯罪によ

⁶ 前2100年頃

⁷ Langdon S., 'The Sumerian Law Code compared with the Code of Hammurabi', *Journal of the Royal Asiatic Society (New Series)*, Vol 42 No 4, October 1920, pp489-515.

⁸ ヒッタイトはアナトリア北西部のハットゥシャを中心に帝国を築いた印欧語族である。

⁹ ドラコンは古代アテネの最初の立法者である。彼の成文法は、不文法と血讐によっていた当時の法制度を、裁判所によってのみ執行されるよう改正した。その成文法の厳格な性質は、「ドラコン的」(draconian)という単語が、厳格で不寛容を意味する形容詞として英語に伝わる結果となった。

¹⁰ 1706年と1707年の合同法(The Acts of Union of 1706 and 1707)により、スコットランド、ウェールズ、イングランドはグレート・ブリテン連合王国となった。1801年1月1日、グレート・ブリテン連合王国は、アイルランド王国と連合し、グレート・ブリテン及びアイルランド連合王国となった。1922年、アイルランドのほとんどの地域はアイルランド自由国として連合王国を去ったため、1927年連合王国に残留した地域は、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国となった。

¹¹ Block B., Hostettler J., *Hanging in the Balance: A History of the Abolition of Capital Punishment in Britain* (Waterside Press, 1997), p271.

¹² 560年頃-616年(在位:589年頃-616年)、ケント王。7世紀の学僧ベダ・ヴェネラビリスによる「イングランド教会史」によれば、エセルベルトは他のアングロ・サクソン諸王国に対する覇権を手にした三番目の王であった。9世紀後半のアングロ・サクソン年代記によれば、エセルベルトは「フレトフルタ」〔訳注:アングロ・サクソン諸国の中でも最も勢力の強かった王のことを意味した〕、または「ブリテンの統治者」として記されている。彼はキリスト教に改宗したイングランド最初の国王である。彼の「Dooms」もしくは法は、ゲルマン法で書かれたもっとも初期の法である。彼らは、あらゆる社会層における犯罪に対して刑罰を設定・執行することに関心を持っていた。罰の重さは被害者の社会階級に次第であり、教会に対する犯罪が最も重く処罰され、国王に対する犯罪よりも重かった。

¹³ 849年-899年(在位871年-899年)。アングロ・サクソンの王を称したウェセックス王。

¹⁴ たとえば、「君主に対する陰謀」と題した第4条は「国王自身の生命に対する陰謀を企てた場合、また国外追放者隠匿によって国王の生命に対する陰謀を企てた場合、また国王の家臣に対する陰謀を企てた場合、彼の生命ならびに彼の所有物全てによって責任を負わせるか、国王人命金によって潔白を証明させる」と規定している。

ってあまりにも多数の若者を殺すことは、残酷すぎると考えた」からだとされている¹⁵。

ノルマン王朝初期は、一時的ではあるが重要な死刑制度からの離脱がみられた。ウイリアム一世（征服王）¹⁶は、戦時以外の殺人に反対しており、1066年のイングランド征服以降の彼の治世においては、比較的少数の死刑執行しか行われなかった。また、ウイリアム一世の後を継いだ三男（訳注：原文には「長男」とあるが、「三男」が正しい）のウイリアム二世（赭顔王）も、死刑への関心はほとんどなかった¹⁷。しかし、ウイリアム二世の後を継いだ弟のヘンリー一世¹⁸は死刑制度の熱心な支持者であり、重窃盗罪に対する絞首刑を復活させた。法による明文規定がある場合を除いて、全ての重罪に対して死刑を科すと定めた。このような重罪には謀殺罪、故殺罪、放火罪、路上強盗罪、窃盗罪が含まれていたが、少額窃盗には死刑がなかった。時に他の方法が用いられることもあったが、絞首刑が通常の科刑方法であった¹⁹。

1066年のノルマン・コンクエスト以後ですら、アングロ・サクソンの司法は、地方府と国王府との組み合わせによって行われていた。地方の裁判所は、領主（lord）か領主の代理人（stewards）によって主宰されていた。国王裁判所（王会、the Curia Regis）においては、およそ十二世紀末まで刑事事件の有罪無罪の決定について国王自身が主宰していた。このような制度下において、裁判は一般的に神判であった²⁰。被告人は赤熱した鉄棒を取り上げる、沸騰した湯が張られた大釜の中から石を取り出す、またはこれらと同様の苦痛や危険を強要された。もし三日後に手の治癒が進んでいた場合、神が味方しておりそれゆえ無罪立証に成功したと解釈された。この方法で下された無罪判決の数は知られていない。もう一つ幅広く利用されていた神判は水を用いたものであった。被告人は縛られた状態で湖や河川などに投げ入れられ、もし無実であれば体は水に沈むというのである。ウイリアム二世²¹が神判を禁止したのを皮切りに、1216年には教会にも非難されるようになった。

土地争いの調停を目的とした12人の騎士による陪審制を創設したヘンリー二世²²によって近代の司法制度の種が撒かれた。1178年、ヘンリー二世は「王国における全ての紛争を審理するため、正義を行うために」²³私領から五人（二人の聖職者と三人の世俗の者）を選出した。国王と王国の「賢人」によって監督されたこの陪審員団は、民間訴訟裁判所（Court of Common Pleas）の起源となった。常設裁判所、王座裁判所（Court of King's Bench）が徐々に組織されてゆき、国王が行う司法手続は、国王評議会（King's Council）が行う手続とは

¹⁵ Foot S., *Æthelstan: The First English King* (Yale University Press 2011), pp140-142.

¹⁶ 1028年頃-1087年（在位1066年-1087年）。ノルマンディ公、初代ノルマン人イングランド王。

¹⁷ 1056年頃-1100年（在位1087-1100年）

¹⁸ 1068年-1135年（在位1100-1135年）

¹⁹ Clark R., *Capital Punishment in Britain* (Ian Allen Publishing 2009), p12

²⁰ たとえば、1166年に成立した（ウィルトシャーのクラレンドン・ロッジで交付された）ヘンリー2世治世下の最初の大きな制定法クラレンドン・アサイズは、「陪審における宣誓手続によって、強盗、謀殺、窃盗、故買の被告人または容疑者とされた者を水による神判にかけること」を要求している。Hurnard, N., (1941). 'The Jury of Presentment and the Assize of Clarendon', *English Historical Review* (1941) 56 (223): 374-410.

²¹ 前掲注17

²² 1133年頃-1189年（在位1154年-1189年）

²³ Plucknett T., *A Concise History of the Common Law* (1956), p148

別物とみなされるようになっていった²⁴。

犯罪者が（死刑がしばしば用いられた）世俗の裁判を避ける一つの方法は、「聖職者特権」を主張することであった。これは、聖職者は世俗裁判所の管轄外であり、世俗法と比較すると寛刑を定めたカノン法の下にある教会裁判所の管轄下にあると主張可能であるという条項に由来した。次第に軽罪を犯した初犯の被告人が、より寛大な刑（聖職者特権適用可能犯罪）を受けられるというメカニズムが生まれていった。

ヘンリ二世は、1166年の世俗裁判所の創設の以後、クラレンドン法の制定過程において、カンタベリー大司教のトマス・ベケットとの間で権力闘争を引き起こした。ベケット大司教は、聖職者は教会裁判所以外の裁判所によって起訴・裁判されない特権を持つという理由により、聖職者に対して世俗裁判所は管轄権がないと主張していた。

1170年、ベケット大司教は、「誰がこの乱暴な聖職者を排除するのか？」とヘンリ二世の意志を忖度した四人の騎士によってカンタベリー大聖堂で殺害された。ベケット大司教の死後、世論は国王に反発し、国王は教会に対する妥協を強いられた。1172年のアヴランシュの和約において²⁵ヘンリ二世はベケット大司教の殺人の責任を免除されたが、その代わり世俗裁判所は、聖職者に対しては大逆罪以外の司法管轄権が帰属しないということに同意させられた。

当初、被告人が聖職者特権の抗弁をするためには剃髪して祭服を着用して出廷する義務があった。やがて、聖職者特権の主張は読み書きテストに置き換えられるようになった。聖職者以外は一般的に読み書きができなかった時代、被告人は自らの聖職者としての地位を、聖書を読むということによって立証した。この制度は、読み書きのできる世俗の被告人に聖職者特権の主張をする機会を与えた。この抜け穴は、エドワード三世〔在位 1327-1377年〕治世下の1351年に成文法に規定され、聖職者特権は全ての識字能力者に拡大した²⁶。

非公式にはこの抜け穴の範囲はより大きなものであった。というのも慣例上、識字テストで利用される聖書の一節は詩編 51 であったからである。このことにより、たとえ読み書きができなくても、詩編 51 を暗唱していた者は聖職者特権を主張することが可能であったのである²⁷。詩編を知っていると、絞首刑を科すことができる世俗裁判所から死刑を科さない教会裁判所に事件が移送され、このことによって被告人の首が守られたので、詩編は「首の詞」として知られるようになった。裁判所は、聖職者特権を主張する被告人がとりわけ死刑に値すると思料された場合、被告人に対して、聖書の別の部分を読ませることがあった。もし多くの被告人と同様に文盲であり、詩編 51 を覚えているだけであったならば、被告人の防御は成功せず、有罪判決が下った場合には死刑に服することになった。

²⁴ <http://www.judiciary.gov.uk/>

²⁵ 1172年5月21日ノルマンディのアヴランシュ大聖堂において、ヘンリ2世とベケット大司教殺害の赦免の条件交渉のためローマより派遣された教皇特使との間で合意がなされた。See Warren W., Henry II, (University of California Press, 1973), p115.

²⁶ See *Mullaney v. Wilbur*, 421 U.S. 684, 692-93 (1975) (US Supreme Court), which contains a useful summary of the 'benefit of clergy' doctrine.

²⁷ 神よ、いくしみに深くわたしを顧み、豊かなあわれみによってわたしの罪を赦してください。(Miserere mei, Deus, secundum misericordiam tuam)

聖職者特権の存在にもかかわらず、死刑執行数の恒常的な増加傾向は数世紀続いた。ヘンリ八世時代²⁸には、7万2千名にもものぼる人が死刑となっていた²⁹。死刑の執行方法は、①火炙り（特に魔女とされた者）、②絞首刑、③斬首刑（貴族や、首吊り・内臓抉り・四つ裂きの刑を宣告された者に対して「恩恵」としての代替刑）、④首吊り・内臓抉り・四つ裂き（特に重罪被告人）、⑤釜ゆで（毒殺をした被告人）等であった³⁰。また、おびただしい数の死刑犯罪が規定されていた³¹。

■ 血の法典（The Bloody Code）

テューダー王朝期〔1541-1603年〕は、しばしば特に残虐な時代であったと見なされているが、裁判所による死刑判決については、後の数世紀と比較して多くはなかった。

十八世紀に英国における死刑犯罪の数は大きく増加した。1688年には50の死刑犯罪が規定されていたが、1776年には四倍に増え、十八世紀末には220を数えた³²。死刑犯罪は重大な犯罪から軽微な犯罪、奇妙な犯罪まで多岐にわたっており、偽造、密猟、ウエストミンスター橋の毀損、一定価額以上の窃盗、ジプシーとの関係、木の伐採³³、顔を黒塗りにした状態での夜間外出、養兎場の侵奪などが含まれていた。1688年から1815年（後述するように、死刑犯罪が減少しはじめた時期）の法制度や死刑制度は、しばしば「血の法典」と呼ばれる。

この時期に制定された法律の多くは資産保護に関するものであり、富裕層による貧困層の階級抑圧の一種であった³⁴。初代ハリファックス侯のジョージ・サヴィルは、「人は馬を盗んだことによって処刑されるのではなく、馬が盗まれてはならないから処刑されるのである」と述べ、当時のものの見方を表現した³⁵。十七世紀の清教徒革命の騒乱の中で、土地

²⁸ 1491年-1547年（在位1509年-1547年）

²⁹ Harrison, W.; Edelen, G., *The Description of England: Classic Contemporary Account of Tudor Social Life* (1995, Dover Publications Inc.), p193.

³⁰ イングランドにおいては、1531年の宗教改革議会の第2会期においてこの制定された毒殺法（An Acte for Poysoning, 22 Henry VIII c 9）により、釜ゆでは公式な死刑執行方法とされた。1532年2月、毒入りの粥を多くの人間に提供し、結果として2名を殺害したローチェスター大司教の料理人、リチャード・ライスに対して適用されて以降、釜ゆでは謀殺者に対して適用された。Kesselring, K.J. (September, 2001), 'A Draft of the 1531 'Acte for Poysoning'', *The English Historical Review* Vol 116, No 468, pp894-899

³¹ また、テューダー王朝期には「聖職者特権による防御」に対する改革が行われた。ヘンリ7世の治世下〔1485年-1509年〕の改革においては、聖職者特権は1回のみ主張可能な防御とされた（聖職者特権を主張する者は2回目の主張ができないことを確認するために、親指に烙印が押された）。1512年初頭、ヘンリ8世治世下において特定の犯罪を「聖職者特権主張不可能な犯罪」として規定する聖職者利益を制限する法律が成立した。制定法の文言には、「聖職者利益なしの重罪」（felonies without benefit of clergy）と規定されていた。この犯罪には、謀殺、強姦、毒殺、軽反逆罪、申請冒済罪、妖術、侵入窃盗、教会窃盗、ずりが含まれていた。See Kesselring K.J., *Mercy and Authority in the Tudor State*, (Cambridge, 2003), pp104-5.

³² Wilf, S., *Law's Imagined Republic: Popular Politics and Criminal Justice in Revolutionary America*, (2010, Cambridge University Press), p139.

³³ 多くの死刑犯罪は、1723年ブラック・アクト（Black Act 1723, 9 Geo 1, c. 22）によって法制化された。ブラック・アクトの下で最後に死刑になったのは、1814年8月12日、ウィリアム・ポッターが果樹園伐採の罪によってクレムスフォードで絞首刑になった事件である。

³⁴ Sharpe, J., *Crime, Order and Historical Change*, in Muncie, J.; McLaughlin, E., *The Problem of Crime* (2nd ed., 2001, Sage Publications), p116

³⁵ Savile G., *The Complete Works of George Savile, First Marquess of Halifax*, edited with an introduction by Walter Raleigh, 'Of Punishment', (Oxford, Clarendon Press, 1912), p229.

所有者が英国の支配者として浮上した。彼らは土地所有によってその権力を基礎づけた上で法の主要な目的を財産保護に置いた。土地所有者は人口 650 万人の国を支配したが、一般市民のほとんどはいかなる政治的権利も保持していなかった。犯罪率は実際には高くはなかったが、土地所有階級は町が大きくなるにつれて、また古い村落共同体が消滅するに連れて犯罪率が高い、または今後犯罪率が高まるのではないかと恐れたのである。

「血の法典」は一種の脅しであり、財産権侵害によって法を破ろうとする者に対する厳しい応報を意味した。絞首刑は重大事として扱われた。絞首刑は公衆の面前で行われ、特にロンドンでは死刑囚はロンドン・ニューゲート刑務所から荷車に乗せられて数マイル離れたタイバーン³⁶で絞首刑が執行されたが、そこには数千人に及ぶ見物客が訪れた。その目的は明らかに死刑執行を予防のための抑止力としてに利用することであった。死刑囚が乗せられた荷車やはしごを外す絞首刑は、大きな苦痛を生じさせながらゆっくりと絞殺する方法で、しばしば失禁をともなった。公衆は、死刑囚の悪評または人気によって野次を飛ばしたり喝采を浴びせたりした。

それゆえこの時代においては、過酷な法の存在のため、些細な犯罪に対して有罪評決を下して死刑を科すことを陪審が頻繁にためらったということも驚くべきことではなかった。たとえば、12 ペンス以上の窃盗として規定されていた重窃盗は、死刑相当の犯罪の一つであるとされていたが、十八世紀になると、陪審は頻繁に意図的に被害額を死刑が必要的に科される価額未満に評価するようになった。

この時代、一般的に死刑は判決のあとで即座に執行された。特に謀殺の場合、他の犯罪とは対照的に有罪評決の直後に執行された。1751 年、悪質謀殺防止法（An Act for better preventing the horrid Crime of Murder）は³⁷、謀殺によって有罪判決を下された者は判決の翌日に処刑されるものとするを定めた。ただし例外として金曜日に判決を下された者は翌週の月曜日に処刑されるとされ、それまではパンと水だけを与えられ独房で拘禁された。同法はまた、「さらなる恐怖と固有の不名誉の印」として、「いかなる場合であっても謀殺犯の死体は埋葬されてはならない」と規定しており、その場合は公衆の面前での内臓切りか、鉄製器具による死体晒しのどちらかが義務付けられた。

有罪判決後の即座の処刑という極度に過酷な刑罰は、1828 年対人犯罪法（Offence against Person Act 1828）において再度制定されたが³⁸、1836 年対人犯罪法（Offence against Person Act 1836）によって廃止された³⁹。その理由は、撤回不可能な誤判への恐れからであり、同法は「偽証や誤った証拠に基づいて有罪判決を受ける可能性がある者を回復不可能な刑罰から効果的に保護すること」と規定した。これ以降、謀殺罪における死刑判決は他の犯罪と同じ方法で宣告されるものとされ、謀殺罪においても、判決後裁判官には他の死刑犯罪

³⁶ 恒常的な「トリプルツリー」絞首台は、現在のマール・アーチに設置されていた。

³⁷ The Murder Act 1751, 25 Geo. 2, c. 37. 法律の長々しい正式名称はその目的を明確にしている。「近年、特に王国の首都圏で、英国人の人間性や精神に反した恐ろしい謀殺がかつてより頻繁に犯される一方で、また、それゆえに憎むべき犯罪によって有罪となった者に対する死刑に対し、さらなる恐怖と不名誉の烙印を追加することが必要となっている」

³⁸ 9 Geo. 4, c. 31

³⁹ 6 Will. 4, c. 30

における権限と同じ権限、すなわち執行命令を下すまでは死刑執行は延期する権限を保有することが規定された。

■ 血の法典改革

1770年、下院議員のウィリアム・メレディス卿は⁴⁰「より釣り合いの取れた刑罰制度」を検討するよう議会に提案した。彼の提案は却下されたものの、この提案は法の過酷さについての議論の口火を切った⁴¹。(実際に執行されたのはわずかな割合だったとはいえ)年間1,000名以上に対して死刑判決が下されていたため、明らかに議論は必要であった。改革派の主張は、後に議会における軽犯罪の死刑廃止への向けた運動の主要な擁護者となった下院議員サミュエル・ロミリー卿⁴²によって受け継がれていった。

法改革者としてのロミリー卿は、ジェレミー・ベンサムに大きな影響を受けていたものの、チェザーレ・ベッカリア⁴³とジャン・ジャック・ルソーから独自の着想を得ていた。1807年頃から彼は刑法、特に「血の法典」の改革に真剣に目を向けはじめた。彼はスリ行為に対する私的な窃盗における死刑の廃止⁴⁴について議会の説得を得るのに成功したものの、万引き、侵入窃盗、航行可能河川における窃盗についての死刑廃止には失敗した。1811年、彼は漂白場からの窃盗⁴⁵について死刑を流刑で代替する法律の成立に尽力した。翌年、彼は通行許可証を保持しないで放浪した兵士や水夫に対する死刑を規定した法律の廃止について議会の説得に成功した⁴⁶。1814年、彼は私権喪失と反逆罪の刑罰を緩和する条項の成立を目指した⁴⁷。

1818年、ロミリーが亡くなると、ロミリーの過酷な刑罰を緩和する提案を支持した下院議員ジェームズ・マッキントッシュ卿〔1765年-1832年〕は、死刑廃止論者の活動を引き継いだ。1819年3月2日、彼は死刑再考委員会において政府に反対する動議を19名の多数によって可決した。1820年、彼は委員会の勧告を具体化した六つの法案を提出したが、そのうちの三つしか可決されなかった。法改正において大法官のエルドン卿〔1751年-1832年〕は、10ポンド以上の窃盗罪に対して死刑を規定した条項を墨守した。1823年5月21日、マッキントッシュ卿はさらに軽微な犯罪に対する死刑を廃止する九つの法案を議会に

⁴⁰ 1725年-1790年。ウィーガン選出、後にリヴァプール選出の下院議員。

⁴¹ Gatrell V., *The Hanging Tree: Execution and the English People, 1770-1868*, (Oxford, 1997) p326.

⁴² 1757年-1818年。法務次長、クイーンズボロー、ホーシャム、ウェアハム、アランデルなどさまざまな地域選出の下院議員。

⁴³ チェザーレ・ボネサナ・ベッカリア侯爵(1738年-1794年)はイタリアの法学者、哲学者、政治家であり、拷問と死刑を非難し、刑罰論の領域の創始者となった論文、「犯罪と刑罰」(1764)でよく知られている。

⁴⁴ 1808, Stat. 48 Geo. III, c. 129

⁴⁵ Stat. 54 Geo. III, c. 39.

⁴⁶ 39 Eliz C. 1

⁴⁷ Stat. 54 Geo. III, cc. 145, 146. 私権喪失(attainderまたはattinctura)は、重大な死刑犯罪(重罪または反逆罪)の有罪判決によって生じる比喩的な烙印、血統汚損であった。同罪は、財産と世襲の爵位の喪失だけでなく、典型的には子孫に継承させる権利の喪失も伴った。死刑犯罪によって有罪となった男女は、私権喪失となる可能性があった。アメリカ合衆国憲法3条3節2項は、反逆罪の判決に基づく権利喪失は、血統汚損、またはその処罰を受けた者の生存中を除くほか、財産没収に及んではならないと規定している。

提出した。

1823年、死刑判決法が成立した⁴⁸。この法律は、反逆罪と謀殺罪以外の死刑犯罪について、拘禁刑か流刑に減刑する裁量権を裁判官に与えることで、必要的死刑制度を廃止した。死刑判決は訴訟記録には記録されたが、被告人は死刑の執行を停止されるようになった。

その後40年の間に、多くの犯罪において死刑は段階的に廃止されていった。1832年死刑関連法(The Punishment of Death etc. Act)は死刑犯罪を60程度に減らした⁴⁹。1832年から1837年までの期間、ロバート・ピール卿の政府は死刑を減らすために多くの法案を提出した。1832年、万引き、馬、羊、牛の窃盗が死刑犯罪から除外されたのに続き、神聖冒瀆罪、文書窃盗罪、流刑地からの帰国罪(1834-35年)、文書偽造罪、通貨偽造罪(1836年)、放火罪、家宅侵入強盗罪、家宅侵入窃盗罪(1837年)、強姦罪(1841年)、そして最後に謀殺未遂罪(1861年)において死刑が廃止された。

1861年までに、刑法統合法(Criminal Law Consolidation Act 1861)によって死刑犯罪の数はわずか四つにまで減らされた⁵⁰。死刑犯罪は、謀殺、大逆罪、海賊罪、海軍施設放火罪のみとなった。これ以後、戦時を除けば死刑犯罪は実質的に一つのみ、すなわち謀殺罪のみとなった⁵¹。

■ 公開処刑の廃止

十九世紀の最初の68年間で、多くの者が死刑廃止論者の主張を支持するようになっていった。作家のチャールズ・ディケンズやクエーカー教徒などが公開処刑の廃止運動を行った。1860年代になると、観衆が酒を飲んで乱暴を働くようになったこともあり、ある歴史家によれば、公開処刑は「徐々に残虐でひどいものになっていった」⁵²。十八世紀初頭、公開絞首刑には、すべての社会階級が参加しており、良い休暇の過ごし方だとされていた。富裕層は、処刑の様子がよく見える特等席に気前よく金を支払った。しかし十八世紀の終わりには、公開処刑に参加するのは下層階級のみとなっていた。公開処刑はもはや容認しがたいものとなっていた。リジー・シールが述べたように、死刑執行の場面から大衆を排除することは、一方では新興中産階級の文化的感受性の一部である「繊細さに配慮する」と同時に、他方では死刑執行を、「国家の強固な統制に服する、より秩序だった官僚的案件として取り扱う」ことを意味していた⁵³。

1868年5月26日、マイケル・バレットは、英国で公開処刑された最後の人間となった。

⁴⁸ 4 Geo 4 c 48

⁴⁹ 2 & 3 Geo 4 c 62

⁵⁰ 24 & 25 Vict. cc. 94-100. 同法により、①The Accessories and Abettors Act 1861 (c. 94)、②The Criminal Statutes Repeal Act 1861 (c. 95)、③The Larceny Act 1861 (c. 96)、④The Malicious Damage Act 1861 (c. 97)、⑤The Forgery Act 1861 (c. 98)、⑥The Coinage Offences Act 1861 (c. 99)、⑦The Offences Against the Person Act 1861 (c. 100) の7つの法律が統合された。

⁵¹ 背信行為や戦時における犯罪に対する死刑執行については後述する。

⁵² Gattrell V., *The Hanging Tree: Execution and the English People, 1770-1868*, (Oxford, 1997), p590.

⁵³ Seal L., *Capital Punishment in 20th Century Britain: Audience, Justice, Memory* (Routledge, 2015), p13.

彼は、1867年12月、フェニアン団が、アイルランド人収容者を解放するためにコールドバス・フィールズ刑務所の外壁を爆破したクラークンウェル爆発事件への関与を理由としてイングランドで処刑された。爆破により12名が死亡し、多数の負傷者が発生した。バレットの死刑執行の際には、観衆は流行歌を唱和したと伝えられている⁵⁴。

バレットの死刑執行の三日後、議会は1868年死刑執行改革法を通過させたが⁵⁵、その長々しい正式名称は「刑務所内での死刑執行を規定する法律」であった⁵⁶。同法第1条は、謀殺罪の起訴または審問に基づいて有罪判決を受けたすべての受刑者の死刑判決は、その死刑囚が拘禁されている刑務所の敷地内⁵⁷で執行されるべきであると規定した⁵⁸。執行責任官、看守、教戒師、刑務所所属の外科医、執行責任官が指定した刑務所職員が死刑執行に立ち会った。刑務所のある州 (county)、都市 (borough)、その他管轄区の治安判事、または死刑囚の親類、若しくは執行責任官が訪問判事が刑務所内に入ることを適切と認めた者が執行に立ち会うことができた⁵⁹。死刑執行後、外科医が死亡確認を行い、執行責任官に提出する証明書に署名するものとされた⁶⁰。検死官による検死は執行後24時間以内に行われるものとされた（実際には執行当日行われた）⁶¹。同法第6条は、大臣が命令した場合を除き、死刑囚は刑務所敷地内に埋葬されるものと規定した⁶²。

⁵⁴ Pratt J., *Punishment and civilization: penal tolerance and intolerance in modern society*, (Sage, 2002), Chapter 2.

⁵⁵ 31 & 32 Vict c. 24

⁵⁶ 1864年から66年にかけて設置された、リッチモンド卿を議長とする「死刑に関する王立委員会」は、(数名の委員は死刑廃止に賛成したもの)即時の死刑廃止を却下する一方で、公開処刑の廃止を提言する内容の報告 (Parliamentary Papers Session 1866. vol. 21) を行った。この委員会の報告を受けてこの法律は制定された。

⁵⁷ 事実、1868年以降 (第一次世界大戦中の軍隊による死刑を除いて) 全ての死刑は刑務所内部で執行された。

⁵⁸ Section 3 of Capital Punishment Amendment Act, 1868, see note 55.

⁵⁹ Section 3 of Capital Punishment Amendment Act, 1868, see note 55. In practice, it does not appear that the prisoner's relatives were ever permitted to be present at the execution.

⁶⁰ Section 4 of Capital Punishment Amendment Act, 1868, see note 55.

⁶¹ Section 5 of Capital Punishment Amendment Act, 1868, see note 55.

⁶² Section 7 of Capital Punishment Amendment Act, 1868, see note 55.

■ 二十世紀における謀殺以外への死刑執行

上記通り 1861 年以降、平時において被告人が死刑判決をうけて執行される犯罪は謀殺罪のみとなった。この方針は死刑が廃止されるまで続いた。しかし、両大戦間においては他の犯罪においても死刑が執行された。

第一次世界大戦期間中、1881 年陸軍法または 1911 年インド陸軍法違反⁶³として、(敵前逃亡などの)臆病な行為、脱走により⁶⁴英国及び英連邦兵士ら 306 名が処刑された。約 2 万名の兵士に対して下された死刑判決数と比べると微々たる割合である⁶⁵。一般大衆の大多数は執行について知らなかったため問題とはならなかったものの、当時死刑執行は論争的になる問題ではあった。というのも精神医学の発展によって、処刑された者の多くは悲惨な戦争体験の影響で砲弾神経症を病んでいたことが明らかにされたため、二十世紀を通じて論争は拡大していったのである⁶⁶。多くの軍法会議の不公平な本質と、判決が軍隊のヒエラルキーによって「承認」(または「非承認」)されるという手続が、軍事史家の研究と少なくとも一件の司法審査によって露呈した⁶⁷。運動家の中でも特に有名なサロック選出の労働党下院議員アンドリュー・マッキンレイ [1949-] は、繰り返し、死刑執行された者に対する恩赦の道を探った。

労働党は 1997 年の総選挙を前にして第一次世界大戦中の死刑事件の再審査を約束した。しかし 1998 年、政府は、時間の経過は冤罪に基づく包括的恩赦の根拠がもはや存在しないことを意味するとの理由により、包括的恩赦を却下したと発表した。また、政府は多くのケースにおいて信頼できる結論のために必要な記録が存在していないまたは記録が不足しているとの理由により、個別事件の審査の道も閉ざした。政府によれば、判決に介入する実質的根拠があるかもしれないが、できることは何もないという見解だった⁶⁸。

1916 年 10 月 18 日に臆病な行為によって死刑執行された兵士ハリー・ファアの娘、ガードリユード・ハリスが 2004 年から 2005 年にかけて提起した訴訟⁶⁹の司法審査を経て、政府は 2006 年 8 月 15 日、議会上程中の軍隊法案に一つの条項を加えると発表した。この条項は執行された死刑囚に対して条件付き恩赦(量刑のみに対するもの)を認めるものであった。国防大臣デズ・ブラウンは、この決定の理由について 2006 年 8 月 16 日付のテレグラフ紙で次のように説明した。

「これは歴史上の問題ではあるものの、私は彼らの家族が現在どのように感じているかということについて意識している。彼らは過去数十年にわたって汚名

⁶³ Indian Act, No 8 of 1911

⁶⁴ Army Act 1881, s 4, set out the offences in relation to the enemy which were punishable by death

⁶⁵ 65 Hansard, HC Deb 24 July 1998 vol. 316 col 1385

⁶⁶ Babington A., For the Sake of Example (Penguin, 2002)

⁶⁷ R (Harris) v Secretary of State for Defence, CO/5391/2004

⁶⁸ Hansard, HC Deb 24 July 1998 vol. 316 cc1372-86

⁶⁹ R (Harris) v Secretary of State for Defence, CO/5391/2004

⁷⁰ Wessely S (2006), 'The life and death of Private Harry Farr', Journal of the Royal Society of Medicine (2006) 99 (9): 440-3.

を着せられてきた。これは道徳的問題である、審理した結果、私は議会制定法上の恩赦の道を探ることが適切だと考える。軍隊法案に対する適切な修正案を導入することより、最速に恩赦の機会を活用することを望む。議会に承認された集団的恩赦が最善の道であると信じている。すでに 90 年が経過しており、個々の事案を個別に審査するための適切な証拠がないからである。」

「私は、戦場において指揮官達が当時のルールや基準に従って下した決定に対して後知恵でとやかく言いたくはない。しかし当時の戦況は酷いものであり、具体的にどのケースであったかは特定できないとしても、明らかな不正義が行われたケースがあったということ認識するとともに、全員が戦争の犠牲者であったということ認識した方がよい、と信じている。」

政府の方針変更の主な理由は、ファー兵士が当時の基準においてさえ⁷¹不当に取り扱われたということが立証されたハリス夫人の訴えに対する司法審査の結果によるものであった。ファー兵士のような処刑された兵士の恩赦に反対する者達の主な理由は、現代の基準を戦時下に対して適用しているというものであった⁷²。ファー兵士の事案は、このような主張が誤りであることを明らかにするとともに、彼と同じ地位にあった他の兵士に対して与えられていた基本的保護が、彼には不可解にも与えられなかったことを明らかにした。たとえば、彼は軍法会議の前に医師の診察を受けられず、砲弾爆発による負傷後に砲弾神経症を発症する以前は勇敢で誠実な兵士であったこと（その結果として前線から退けられていた）を証明する医学的証拠が、死刑を承認した軍隊の指揮系統において斟酌されなかったのである。1916年10月14日、ヘイグ大将は、砲弾神経症を理由に上官数名が助命を嘆願したことを知らないままに、ファー兵士の記録用紙に「承認」という一文を署名し、彼の運命を決定づけたのである⁷³。

ファー兵士の事件は単独の事案ではなく、当時の政府が死刑犯罪に訴追された兵士に必ず与えられていると議会に対して説明してきた基本的な適正手続の権利（例えば、医師の診断）が、処刑された兵士に与えられていなかった事案が他にも存在した可能性はおおいにありうる。たとえば、1918年2月19日、臆病な行為と脱走によって起訴された砲弾神経症の兵士に関して、陸軍省政務次官のジェームズ・マクファーソン下院議員と数人の下院議員の間で 以下のやりとりが交わされた⁷⁴。

⁷¹ また報道によれば、この恩赦はハリス夫人との会見によって感銘を受けた所管大臣の国防大臣デズ・ブラウン下院議員と、国防省政務次官のトム・ワトソン下院議員の介入によるところが大きかった。McDonald H, 'War shame ended by plea of a daughter', The Guardian, 28 October 2007.

⁷² 例えば 1993 年の恩赦の却下について当時のメジャー首相は「私は長く厳しい熟慮を行ったが、どのように考えるとしても、我々は当時の判断を現在の判断に置き換えることによって歴史を書き換えることはできないという結論に達した」と述べた。The Independent, 20 February 1993.

⁷³ Papers on file with the author, who was junior counsel for Mrs. Harris (led by Edward Fitzgerald CBE QC)

⁷⁴ Hansard, HC Deb 19 February 1918 vol. 103 cc 589-590.

ジェームズ・マクファーソン「砲弾神経症が疑われる事案については、細心の注意と警戒がなされていたと一度ならず申し上げてきた。」

ジョセフ・キング「その注意は当時の被告人の精神的、肉体的な状況について医師の診察を受ける形で、払われていたのか。」

ジェームズ・マクファーソン「あらゆる可能な注意はその方向で払われていた。私は下院と議会の同僚に対し、砲弾神経症の疑いはほとんどない事案についてもありとあらゆる医学的助言を得てきたと申し上げてきた。」

ジョン・ホワイトハウス「では、なぜ彼らは銃殺されたのか。」

ジェームズ・マクファーソン「私はその発言を強く遺憾に思う。私同様、議会の同僚はそれが真実に反するということを知っている。」

当時のマクファーソンの説明や、これ以降彼が繰り返し語ったことが真実に反していたということ、ファー兵士事案の証拠は明らかにしたのである⁷⁵。

処刑された兵士に対する恩赦を含む軍隊法案の条項は、2006年軍隊法 359条として議会で可決された。359条は「規律違反として処刑された軍人に対する恩赦：第一次世界大戦の犠牲者としての認識」と題されており、以下のように規定されている。

- (1) 本条は、1914年8月4日から1918年11月11日までの期間中に行われた関連性のある犯罪によって処刑されたあらゆる人間に適用される。
- (2) 各人は本条により、死刑の根拠となった関連性のある犯罪（または複数の犯罪）について恩赦を与えられるものとする。

1881年陸軍法、1911年インド陸軍法に基づく「関連性のある犯罪」は、359条3項[訳注：原文は2項とあるが3項の誤り]に規定されている。359条4項は、この条項は有罪判決や量刑に影響を与えないこと、新たな権利、権原、責任を創出しないこと、および国王特赦権に影響を与えないことを規定している。

第一次世界大戦中の英国においては、スパイ行為や背信行為に対しても死刑執行が存在していた⁷⁶。スパイは、保安局（Defense of the Realm）の規定した各条文の下で審理され、

⁷⁵ Shephard B., *A War of Nerves: Soldiers and Psychiatrists in the 20th Century*, (Harvard University Press, 2003), pp70-71.

⁷⁶ Karl Lody, 6 November 1914; C. F. Muller, 23 June 1915; W. J. Roos, 30 July 1915; H. P. M. Janseen, 30 July 1915; E. W. Melin, 10h September 1915; A. A. Roggin, 17 September 1915; F. Buschman, 19 September 1915; G. T. Breeckow, 26 October 1915; I. G. Ries, 27 October 1915; A. Meyer, 2 December 1915; L. H. Zender, 11 April 1916.

ロンドン塔で銃殺刑に処せられた⁷⁷。第一次世界大戦中のもっとも有名かつ悪名高い処刑は、おそらく、1351年反逆罪法違反として大逆罪に問われ処刑されたアイルランド愛国者ロジャー・ケイスマントの事件であろう⁷⁸。ケイスマントは、ドイツのアイルランドへの不可侵との引き替えに、アイルランド人捕虜達がドイツのために戦うことを促す活動に従事した。1916年8月3日、彼はベントンヴィル刑務所においてジョン・エリスによって絞首刑に処せられた。

両大戦期間中、第一次世界大戦中の軍隊による死刑についてはとりわけ弁護人の欠如や上訴権の欠如に対して一定の人々から懸念が高まった⁷⁹。市民による特別な反対運動はなかったにもかかわらず、労働党と自由党の下院議員たちは兵士に対する死刑適用を制限する運動を議会で行い、1881年陸軍法改正や軍隊による死刑を背信行為に限定する1930年陸空軍年次法5条の策定につながった。

このため、第二次世界大戦中の英国軍においては、純粋な軍規違反に基づく軍隊の死刑は存在しなかった。しかし大戦中、戦後には、背信行為と反逆罪による死刑執行が数多く存在していた。

1940年背信行為法1条は、敵の陸海空軍の作戦を支援し、または自軍作戦を妨害し、または生命に危険およぼすよう計画された行為、またはその可能性がある行為を実行した者、実行を試みた者、実行に向けて他者と共謀した者は重罪とされ、有罪判決がなされれば死刑を科されると規定した。

1940年法と反逆罪法には重複部分が存在した。しかし、反逆罪法には常に特別かつ制限的な証拠法があり、同法が国民以外に適用されるかどうか、また（ケイスマント事件が明らかにしたように）厳密にどの行為が適用範囲に含まれるかについて疑義があった。したがって1940年法は、法的な曖昧さを解消する目的で制定されたのである⁸⁰。

1940年から1947年までの期間中、（軍事裁判所ではなく）通常裁判所の判決によって、謀殺以外では17名に対して死刑が執行された。そのうち2名が反逆罪⁸¹、15名が1940年背信行為法によって有罪になった者であった⁸²。また、同罪により軍事法廷で有罪とされ

⁷⁷ Defence of the Realm Consolidation Act 1914 (5 Geo 5) および、同法に基づく規制。

⁷⁸ 25 Edw 3 St 5 c 2. 1351年法は、「王国内で我らが君主に対して拳兵した場合、または王国内もしくはその他の場所で敵に支援や便宜を与えたことにより国王の敵の支持者となった場合、そしてそれゆえに同階級の人々によって適正に公的地位を剥奪された場合」反逆罪は成立すると規定している。ケイスマントに対する訴追は国外、具体的にはドイツで国王の敵を支持した件についてであった。被告人側は、原告（Crown）は法令違反を証明できなかったと主張したが、その防衛は失敗に終わった。争点は「もしくはその他の場所」(or elsewhere) という文言は、「王国内もしくはその他の場所で敵に支援や便宜を与えたこと」のみを修飾しており、「国王の敵の支持者となった場合」にはかからないという点であった。しかし、「…便宜を与えたこと」以降の挿入句の解釈を基礎にした判決において、1916年7月18日、控訴院（Darling, Bray, A. T. Lawrence, Scrutton, and J. J. Atkin）は、この法律は支持がどこで行われたとしても、敵がどこにいたとしても「国王の敵の支持者となった」場合に適用されると判示した。執行前ケイスマントは、自分は「コンマによって絞首刑になる」という有名な手紙を書いた。

⁷⁹ Seal L., *Capital Punishment in 20th Century Britain: Audience, Justice, Memory* (Routledge, 2015), p17.

⁸⁰ Hansard, HC Deb 22 May 1940, Vol 361 cc185-95; Seaborne Davies D., 'The Treachery Act', 1940, (1941) MLR Vol 4, No 3, pp217-220.

⁸¹ John Amery, 19 December 1945, HMP Wandsworth; William Joyce, 3 January 1946, HMP Wandsworth;

⁸² Jose Waldberg, 10 December 1940, HMP Pentonville; Karl Meir, 10 December 1940, HMP Pentonville; Charles Van Der Kieboom, 17 December 1940, HMP Pentonville; George Armstrong, 9 July 1941, HMP Wandsworth; Werner Waelti, 6 August 1941, HMP Wandsworth; Karl Drucke, 6 August 1941, HMP Wandsworth; Karl Richter, 10 December 1941, HMP Wandsworth; Jose Key, 7 July 1942, HMP Wandsworth; Alphons Timmerman, 7 July 1942, HMP Wandsworth; Duncan

執行された者も1名いた⁸³。それが1941年8月15日、銃殺刑執行部隊によって銃殺されたジョセフ・ジェイコブスであり、彼はロンドン塔で処刑された最後の人間となった。

1940年背信行為法は、1946年背信行為法（緊急事態終了）命令によって停止され、1967年刑法によって1968年に廃止された⁸⁴。

■ 二十世紀における死刑の制限

二十世紀には、死刑制度の運用に対して数多くの制約が定められた。1908年児童法103条は、16歳未満の子供に死刑を科してはならないと規定した。1933年児童及び若年者法52条によって死刑を執行しうる最低年齢は、法的な成人開始年齢である18歳に引き上げられた。18歳未満で死刑に処せられた最後の人間は、18歳のウィリアム・ゴウワーとともに謀殺罪でメイドストーンにて1889年1月2日に処刑された17歳のチャールズ・ドベルであった。

1922年嬰兒殺法は、母による乳児の殺害について死刑を廃止した。1条は、女性が故意行為あるいは遺棄により彼女の新生児を死に至らしめた場合、かつ行為あるいは遺棄の時点で出産による効果から完全に回復に至っていない場合、またはこれらに起因して、彼女の精神の均衡が害されていた場合、その犯罪が法による謀殺の要件を満たす場合であっても、故殺と同様に嬰兒殺によって有罪とされ、処罰すると規定した。この免除は、1938年嬰兒殺法2条によって、一歳未満の幼児殺にも拡張された。1849年以降、自分が生んだ新生児を殺したという罪で実際に死刑になった女性は一人もいなかった。1931年死刑判決（妊婦）法は、死刑判決の対象から妊婦を除外し、出産後であってももはや犯した罪に対して絞首刑を科されないと規定した。

二十世紀において最も重要な死刑に対する制限は1957年殺人法であった⁸⁵。同法は、新たに死刑謀殺罪を創設するとともに、それ以外の謀殺については死刑の適用を排除し、必要的終身刑を科すと規定した。1957年法はまた、部分的な防御である限定責任能力を規定し、その効果は謀殺を故殺に減じるというものであった。

1957年殺人法の起源は、死刑を調査するためにアーネスト・ゴワーズ議長⁸⁶の下で1949年に設立された「死刑に関する王立委員会」の報告書にあった。後述するように、1957年殺人法によって創設された例外規定は、死刑の執行停止、死刑廃止に直接につながった。

第二次世界大戦は、1945年に新たに選出された一部の下院議員の考えに変化をもたらした。何人かは長年死刑に反対していたにもかかわらず、多くにとって死刑は議会内で大き

Scott-Ford, 3 November 1942, HMP Wandsworth; Johannes Dronkers, 31 December 1942, HMP Wandsworth; Franciscus Winter, 26 January 1943, HMP Wandsworth; Oswald Job, 16 March 1944, HMP Pentonville; Pierre Neukermans, 23 June 1944, HMP Pentonville; Joseph Vanhove, 12 July 1944, HMP Pentonville; Theodore Schurch, 4 January 1946, HMP Pentonville.

⁸³ 3 & 4 Geo. VI c. 40; Hansard, HC Deb 1 February 1965, vol. 705 c219W

⁸⁴ SR & O 1946, No. 893

⁸⁵ 5 & 6 Eliz.2 c.11

⁸⁶ 1880年-1966年。刑罰学に関する明確な専門性を持っていないキャリア官僚。

な賛否両論を引き起こすことはなかった。しかしながら、戦時中に人命が失われたことや特にナチスの強制収容所は、人間の生命の価値について間違いなく反省を促したのである。

「瀬戸際の絞首刑：英国における死刑廃止の歴史 (*Hanging in the balance: A history of the Abolition of Capital Punishment in Britain*)」の序文で⁸⁷、死刑廃止当時の内務大臣（労働党元首相）であったカーディフのキャラハン卿は、下院における他の追隨を許さない死刑廃止運動のリーダーであったシドニー・シルヴァーマン議員について次のように述べた。⁸⁸

「1940年代後半、戦争から帰国したばかりの我々の多くに絞首刑は廃止すべきであると確信させることとなる説得力のある議論を展開した。私はそれ以前、絞首刑について深く考えたことがあったとは言えない。1945年に下院議員となり、政治的立場を取る必要性和向き合った時に初めて絞首刑は廃止すべきであると結論にたどり着いた。1948年の議会において、私は初めて死刑廃止に投票し、その決断以降、議会で問題が取り上げられた時には常に廃止票を投じるようになったのである。」

1948年4月、下院はシドニー・シルヴァーマンが提出した五年間の死刑執行停止を内容とする法案を可決した。労働党のジェームズ・シューター・イーデ内務大臣は、法案の行く末が決定されるまでは、全ての謀殺犯の死刑執行を延期すると発表した。上院は法案を否決した上、謀殺罪を等級に分けもっとも深刻な謀殺にのみ死刑を科するという代替案も否決した。この上院の議決を受けて、1948年11月内務大臣はこの問題について審査する王立委員会を立ち上げることを約束した。

1949年1月20日、クレメント・アトリー首相〔首相在位：1945年-51年〕は、以下の委託事項につきアーネスト・ゴワーズ卿を議長とする死刑に関する王立委員会を設置することを、国王が承認したと発表した。

「英国刑法の下で、謀殺罪に対する死刑による刑事責任を制限・修正すべきかどうか、もしそうであるならば、どの程度、またはどのような方法によって制限・修正すべきか。すなわち、政策変更がなければこのまま死刑に処せられる者を、一体どの程度の期間・どのような条件下で拘禁すべきか、また現行法や刑務所にどのような改革が要求されるのか、これら問題について他国の経験や制度から学べる可能性があるか、について、審査・報告をすること。」

委員会は、委託事項により死刑の完全廃止の問題について検討することは禁止されていたが、その調査の過程で、委員会は死刑の範囲制限に関する情報だけでなく、死刑の完全廃

⁸⁷ Block B., Hostettler J., Waterside Press, 1997, pp vii-viii.

⁸⁸ 1895年-1968年。ネルソンおよびコロンの選出の労働党下院議員で死刑廃止国民運動 (National Campaign for the Abolition of Capital Punishment, NCACP) の創設者。彼の精力的な活動は死刑廃止に直接的に結びついた。

止に関連のある情報を蓄積した。

委員会は、十人の男性と二人の女性から構成されていたが、四年間に 63 回の協議を行った。委員会は、裁判官、刑務所所長、教誨師、医官、スタッフ、そして当時の死刑執行人長のアルバート・ピアポイントなど、死刑領域に専門性を持つ幅広い人間から証拠を収集した。委員会はまた死刑制度の実務について審査するために、十箇所の刑務所、ブロードムーア病院、欧州諸国や米国の刑務所を訪問・視察した。

1953 年 9 月、委員会はついに報告書を提出した⁸⁹。この報告書は非常に冗長で、500 ページ以上におよび、そのうち 200 ページは統計的な表や図表で構成されていた。

この報告書は初めに、検察側が故殺罪のように責任を制限する訴追行為、事件によっては謀殺の有罪判決を拒否する陪審の決定、国王の特赦権行使等によって死刑を回避する様々な方法が利用されている実態について述べた。委員会は、これらの手段に頼って謀殺罪の過剰な厳格さと有罪判決後の必要的死刑を回避することは望ましくなく、解決すべき謀殺罪の欠点であると論じた。委員会は、21 ページの第六段落において、次のように述べている。

「しかし、性質及び法的有責性においてこれほど広範に及ぶ犯罪類型は包括的なコモン・ローにおける謀殺以外には存在しないだろう。その広範性を端的に明らかにするために、1931 年から 1951 年の間の 20 年間にイングランド、ウェールズ、スコットランドで起きた 50 件の謀殺罪事案を提示しよう。この一覧から、我々は幅広い多様な犯罪に対して死刑という単一の量刑が利用されていることが分かるだろう。死刑判決を下された者には、男性、女性、若者、少女、さらには児童とほとんど差がない年齢の者がいた。彼らは正常な場合もあったが、精神薄弱、神経症、てんかん、境界例、心神喪失である場合もあった。そして個々の精神障害者の事件は、各々の異常性によって異なる影響を受けていた。犯罪は人間的で理解可能なものであり非難よりも同情を呼ぶものであったり、もしくはほとんど信じられないほどの残虐・冷酷なものもあった。予謀の可能性がないほどの激情の中で起きたものもあれば、周到に準備され冷徹に遂行されたものもあった。他の犯罪を実行する目的で行われたり、他の犯罪遂行過程で行われたもの、犯罪行為後に逃亡を確保するために行われたものもあった。謀殺の故意は明白なものもあれば、故意が存在しないもの、死の原因が事故のものもあった。人間の脆弱性だけでなく邪悪さからなる動機は、物欲、復讐、強欲、憤怒、恐怖、同情、絶望感、義務感、独善、政治的熱情といった人間の上等及び下等な感情を明らかにするとともにあれば、理解可能な動機を全く欠いている場合もあった。」

⁸⁹ 89 Cmd 8932

それゆえ委員会は、謀殺罪の適用範囲を限定し、死刑に処せられるべきであると国民が認識するであろうと委員会が解釈した犯罪とより緊密に一致させる方法を検討した。その結果、謀殺罪に対して五つの具体的な変更が提案された。

- 擬制的悪意の廃止[訳注：強盗など、他の重罪 (felony) の実行行為中に死が惹起された場合、謀殺罪の主観的要件としての予謀 (malice aforethought) を認定するという法理]⁹⁰
- 挑発の認定範囲について、言語的挑発への拡張[訳注：挑発によって生じた激怒状態で行われた殺人は、謀殺ではなく故殺で処分される]⁹¹
- 心中の約束についての法の変更[訳注：心中の約束があった場合、故殺で処分される]
- 死刑適用可能年齢の 18 歳から 21 歳への引き上げ
- 心神喪失に関連するマクノートン・ルールの廃止、または当時で包摂されていなかった事案への同法理の適用範囲の拡大。

委員会の主要な関心事項の一つは、精神疾患に罹患した死刑囚であった。その背景として、1843 年 1 月 20 日にロバート・ピール首相を殺害する意図で、その私設秘書エドワード・ドラモンドを殺害したダニエル・マクノートンの事件があった。陪審員は裁判において、マクノートンは心神喪失であり無罪であるとの評決を下した。この無罪評決は大きな国民的関心事となり、1843 年 3 月大法官のリンドハースト卿は上院において、刑事責任能力を主題とする議論、のちに心神喪失についてのマクノートン・ルールの形成へとつながる議論の口火を切った⁹²。マクノートン・ルールは、心神喪失を理由とする抗弁のためには、被告人が実行行為時に精神疾患に起因する理由により、自らの行為の本質・性質を認識していなかった、または仮に（行為の本質・性質を）認識していたとしても、その違法性を認識していなかったということを被告人側が立証しなくてはならない。これは深刻な精神障害の被告人ですら、充足しえない場合が多々ある厳格なテストであった。

委員会は大量の証拠を採用したのちに、この領域においていくつかの提案を行った。その成果が被告人の責任を部分的に免除する抗弁を創設した 1957 年殺人法、第 2 条であった。同法第 2 条は、（その当初規定において）被告人が行為時、人の死に帰結した作為もしくは不作為について、その責任能力を実質的に制限するような精神異常の状態にあった場合、謀殺罪から故殺罪へと軽減する部分的抗弁として限定責任能力の主張が可能であることを規定した⁹³。また、限定責任能力の立証責任は被告人に課せられた⁹⁴。

⁹⁰ 擬制的悪意は、他の重罪（強盗や侵入窃盗）の実行行為中に生じた死については、謀殺の予謀、謀殺の主観的要件（メンズ・レア）が成立するという法理であった。1957 年謀殺法 1 条は、他の犯罪が殺害の意図もしくは他の重大な身体傷害の意図であった場合を例外として、擬制的悪意を廃止した。

⁹¹ コモン・ローでは、行為のみが挑発行為を構成しうるとされていた。Duffy [1949] 1 All 932n; cf. Holmes v. DPP [1946] AC 588.

⁹² M'Naghten's Case (1843) 10 Cl. & F. 200. See R v Holt 15 Cr App R. 10; R. v. True 16 Cr App R 164; R. v. Windle [1952] 2 QB 826; R v. Sullivan (Patrick Joseph) [1984] AC 156; Attorney General of South Australia v. Brown [1960] AC 432

⁹³ 2 条は、検視官及び司法法 52 条により実質的に改正された。

同法第3条は、挑発の範囲を身体的挑発だけでなく言語的挑発へ拡張すると同時に、挑発の立証の成否についての決定権を陪審に委ね、陪審が認容した場合、謀殺罪ではなく故殺罪の評決を下すと規定することにより、挑発についてのコモン・ローの法理を修正した⁹⁵。

1900年から1949年までの50年間に18歳から21歳までの男性83名と、女性13名が死刑判決を受け、このうち男性30名が処刑された。この期間中、死刑の最低年齢を21歳に引き上げる法案が4度にわたって議会上程された。委員会は法案と同様の見解を示しており、この変更を促した。しかしながら、この内容は1957年殺人法には盛り込まれず、そのためイングランドでは1960年に18歳の少年が処刑され⁹⁶、スコットランドでは1957年以降も19歳の少年が処刑された⁹⁷。

委員会は、女性は死刑を免除されるべきであるという方針自体は採用していなかった。委員会は、女性が二十世紀の死刑執行のうち大多数(90%)を占める典型的で悪質な謀殺を犯すことが比較的少ないと認識する一方で、死刑は最も深刻な女性犯罪者に対しては維持されるべきであると考えていた。結果として、王立委員会報告後から死刑が廃止されるまでの間に3名の女性のみが処刑された⁹⁸。

委員会報告書では、国王特赦権の行使について一定の議論が行われた(執行延期の手續)。憲法理論上、国王特赦権は国王によって行使されてきたものの、国王は憲法慣習上内務大臣の助言に従っていたので、有罪判決を受けた被告人を助命するかどうかについては事実上内務大臣が所管していた⁹⁹。

死刑の執行が停止される割合は平均で45%を超えた程度であり、委員会はこれは明らかに十分でないと評価した。二十世紀前半の半世紀において、1,210件の死刑判決のうち553件が減刑された¹⁰⁰。委員会は、内務大臣が執行停止をどのように選択しているかについて内務省から証拠を集めた¹⁰¹。選挙で選ばれていない者が、執行停止のプロセスを利用して法

⁹⁴ Byrne [1960] 2 QB 396

⁹⁵ 2009年検死官及び司法法に54-56条より、コモン・ロー上の挑発による抗弁と3条は破棄され、「制御不能」による抗弁に置き換えられた。

⁹⁶ 当時18歳のフランシス・(フロッシー)・フォーサイスは、1960年11月10日、アラン・ジー謀殺により、ワンスワース刑務所で処刑された。

⁹⁷ 当時19歳のアンソニー・ジョセフ・ミラーは、1960年12月22日、ジョン・クレミン謀殺により、グラスゴー刑務所で処刑された。

⁹⁸ 1953年9月18日、ルイジア・メリーフィールド1954年12月13日、スティロウ・クリストフィ、1957年7月13日、ルース・エリス。

⁹⁹ 国王特赦は、実質的に二種類の恩赦となってあらわれる。(ア)自由、すなわち無条件特赦および、(イ)条件付き特赦である。無条件特赦は無罪と同義ではない。その法的効果は、特赦対象者から「それがどんなものであれ、言い渡された判決によって生じた全ての苦痛、処罰、刑罰を」取り除くことであるが、有罪判決そのものを無効にする効果はない(See Foster [1985] QB 115, 130; Phillip v. Director of Public Prosecutions [1992] 1 AC 545, 557)。条件付き特赦の効果は、原判決の刑罰を破棄してより軽い刑罰に代えることである。したがって死刑の執行を猶予されている死刑囚が条件付き特赦を受けた場合、死刑は終身刑に代えられる(see R. v. Secretary of State ex parte Bentley [1994] QB 349)。

¹⁰⁰ 1900年から1949年の期間に、謀殺罪で有罪判決を受け、死刑宣告を受けた者のうち、91%の女性と39%の男性が減刑された(see Report of the Royal Commission on Capital Punishment (Cmd 8932), p326)。また、スコットランドでは1929年から1944年の間、謀殺罪で有罪となった者は1人も死刑を執行されなかった(see p302)

¹⁰¹ 当時の内務事務次官フランク・ニューサム卿(1893年-1964年)は、著書「内務省」において、特赦制度の運用方法について分析を行った(George Allen & Unwin, 1954, pp114-116)。事務次官に就任した際、ニューサム卿は内務大臣が死刑囚の減刑を行うかどうかを決定する手續に個人的に関与することになった。ニューサム卿は(他の職員と共に)、減刑の可否に関する(非拘束的)推薦を行うことができた。また彼は減刑の可否に関する内務大臣の決定を死刑囚の家族に伝える書簡に署名をした(Bentley W.G., My Son's Execution, WH Allen, 1957, p147-9)。後述するよう

を迂回していることが憲法上問題であるとの指摘があった。委員会では本質的な問題として、恩赦手続が再度の量刑の手続として運用されていることが懸念とされた。ほとんど執行停止が確実に見込まれる場合に死刑判決が下されていたという事が証拠から明らかになった。言い換えれば、国王恩赦制度は、硬直的な量刑手続に一定の弾力性を与える目的で活用されていた。実務の不当性、慈悲（mercy）と適正な量刑の非等価性については、数十年後、枢密院司法委員会が *Reyes v The Queen*[2002] 2 AC 235 の第 44 段落において以下のように明確に表現した。

「オクスフォード英語辞典によれば、『慈悲』（mercy）という単語の第一の定義は、ある者が支配下にありかつ親切を受ける資格を持たない他者に対して示す寛容と憐憫を意味する。言語においても文学においても、慈悲と正義は対立的概念である。司法は犯罪者に値する刑罰の決定や、犯罪に対する適正な量刑の決定に関わる。これに対して国王恩赦（慈悲）は、犯罪者が適正な刑罰を受ける必要がない、あるいはなんらかの理由により適正な量刑を軽減するという決定に関わるものである。」¹⁰²

委員会はまた、絞首刑に代わる死刑の執行方法について、ギロチン、銃殺処刑、電気処刑、ガス処刑、薬物注射による処刑等を検討した。最後の薬物注射による方法については、医師が死の確認だけでなく処刑そのものに関与することになるとの理由により、英国医師会の反対を受け、また委員会も実用的ではなくまた必ずしも人道的とは言えないと判断した。銃殺については、「効果的な方法、すなわち確実に即死を引き起こすという第一の要件すら満たさない」との理由により却下された¹⁰³。委員会は、アメリカの刑務所を視察し、電気処刑とガス処刑を徹底的に吟味したが、これらの処刑方法が絞首刑と比べて特別優れているという結論には至らなかった。委員会で証言した人たちは、死刑執行は迅速かつ清潔で尊厳のあるものでなくてはならないという信条をしばしば強調した。1950年11月にペントンヴィル刑務所を視察した際、委員に対するアルバート・ピアポイントによる説明と実証に基づいて、絞首刑がこのモデルに一番近いものであると考えた。英国の「ロングドロップ」による絞首刑は、当時利用可能な最善の執行方法であると結論づけたが、その処刑方法に謀殺を抑止する特定・固有の効果はないと考えた¹⁰⁴。

に 1992 年に公開された資料によれば、ニューサムと彼の副官フィリップ・アレンはともにデレク・ベントレイの特赦を推薦していたが、その助言はベントレイの死刑執行を決定した内務大臣デヴィッド・マックスウェル・ファイフ卿によって無視された。R v Secretary of State for the Home Department ex parte Bentley [1994] QB 349, 355

¹⁰² 内務大臣ジェームズ・キャラハン卿が、謀殺罪に対する死刑廃止につながる問題提起を開始した際に強調したように、委員会の憂慮にもかかわらず、1957年殺人法施行後の減刑率は50%前後にとどまっていた。Hansard, HC Debs, 16 December 1969, cols 1149-1151.

¹⁰³ Report, p710

¹⁰⁴ 測定降下方式としても知られるロングドロップ方式〔訳注：長い紐による執行方式〕は、長時間の仮死を通じて、長い苦痛を伴う死をもたらす短距離降下方式（ショートドロップ）に代わって導入された標準降下方式（スタンダード・ドロップ）を、さらに科学的に進歩させたものとして、1872年頃に死刑執行人ウィリアム・マーウッドによって英国に導入された。全ての犠牲者が同じ標準距離（4から6フィートの間）降下する代わりに、恒常的に死刑囚監房で犠牲者の身長・体重が測定され、首を切断してしまわない範囲内で確実に犠牲者の首を折るのに必要な（理論上の）

ピアポイント氏が自身の仕事について構築した神話に王立委員会は欺かれた、と結論づけることなしに、報告書の該当部分やピアポイント氏の自伝の一部を読むのは困難である¹⁰⁵。ピアポイント氏は、全ての犠牲者は即死したと主張し、彼の著書においては彼が執行後、骨の粉碎を感じとるために犠牲者の首を吟味する方法について生々しいほど詳細に描写しているが、彼が人道的であると信じていた処刑は、現在の証拠に基づくと誤った認識であることを示唆している。

神経生物学者ハロルド・ヒルマン博士は、「死刑の執行過程において経験しうる執行方法別の苦痛について」と題した論文¹⁰⁶において、執行方法別にその生理学・病理学を分析した。彼は死刑囚の観察、死体解剖、同様の処置を動物で実験した生理学的研究、救急医療の文献調査からのデータを利用し、身体拘束や手続によって苦痛の兆候の多くははっきりとしないため、死刑囚が経験する処刑の苦痛レベルと時間について知ることは難しいものの、苦痛を与える可能性の高い手段については特定できると結論づけた。これまで利用されてきたほとんどの執行方法には実質的な苦痛がなく、尊厳ある即死をもたらすというのが一般的な見解だった。しかしヒルマン博士は、静脈注射を除けばこのような見解はほぼ確実に誤りだということを示す証拠を提示した。この研究を考慮すると、ピアポイント氏が執行した数百件におよぶ死刑について、執行時に失敗がなかったということはあるまいだろう。

また、もしピアポイント氏自身の説明を信じるならば、実現するのが難しい軸椎（第2頸椎 C2）の「ハングマン骨折」（軸椎関節突起間骨折）や骨折脱臼を常に実現していたことになる。しかし近年の研究によれば、絞首刑においてはこれらの骨折は例外的であり、多くの死因は頭から首にかけての損傷によるもので、特に脳虚血を引き起こす脊椎や頸動脈の圧縮破砕または破裂によるものであることが明らかにされている。

キャサリン・ヘリアーとロバート・コノリーは 2009 年の論文において、意識喪失と死に至る迅速性は、英国の絞首刑の歴史を通じて絶えず変化してきた結び目の位置と落下距離に強く依存すると結論づけた¹⁰⁷。また、1992 年にシェフィールド大学の法医学センターの研究者 2 名が、34 名の絞首刑犠牲者の頸椎を調査した。彼らは、軸椎骨折がみられたのはわずか 6 例であり、他の骨折がみられたのも 1 例のみであったと報告した。骨折は 2 種類からなっており、3 例は伝統的なハングマン骨折であり、残りの 3 例は未報告の種類の骨折であった。骨折は落下方法、日にち、年齢、または執行人とは無関係であった。過去の死体解剖の再検討は、骨折に関して非常に不正確な報告がされていたことが明らかになった。

降下距離を得るため、ロープにどの程度の緩みを与えるかを決定する目的で利用された。注意深い。(ロープが締まると共に頭が引き戻されるようにする) 首つり縄の輪や結び目の注意深い配置は、首を折るのに一役買った。内務省は、死刑執行人が「正しい」降下距離を算出するための「降下表」を作成していた。

¹⁰⁵ Pierpoint A., *Executioner: Pierpoint* (Eric Dobby Publishing, 2005). 現実には金銭的対価を得て他人を殺害する人間であったということを指摘された際に、ピアポイントが自らの専門性についてほとんど盡くとも言える表現で語っている箇所が数多くある。

¹⁰⁶ *Perception*, 1993; 22 (6):745-53.

¹⁰⁷ Hellier C, Connolly R; 'Cause of death in judicial hanging: a review and case study', *Med Sci Law* 2009 Jan; 49(1):18-26.

この研究結果は、絞首刑執行において伝統的なハングマン骨折は、ごくわずかな割合でしか発生しなかったということを示唆している¹⁰⁸。したがって、死刑囚の検死解剖を行った病理学者達は、ロングドロップ方式の絞首刑の効率性と「人道性」の神話を守る隠蔽に関与したと推論することができる。

結局、4年にわたる王立委員会の調査と詳細な報告書にもかかわらず、その努力は死刑制度に対する重要な変化をほとんど生み出すことができなかった。この当時からされたもっとも重要な改革は、一定の範疇の謀殺に対して死刑の適用を制限した1957年殺人法であった。しかしながら皮肉にもこの法改正は、王立委員会が望んでいたものではなかった。アメリカの多くの州や、(当時の)欧州の数カ国は、謀殺を等級別に分類するシステムが存在していたが、王立委員会としては謀殺罪の等級分類は十分な根拠を見いだせないとして報告していたのである。報告書の第534段落において(謀殺罪の等級分類という)「我々が追求する目的は途方もないものであり、放棄されるべきである」と結論づけている。また王立委員会は、裁判官¹⁰⁹もしくは陪審員¹¹⁰に刑の量定権限を与えた量刑裁量権の創設にも反対した。

王立委員会の結論にもかかわらず議会は、1957年殺人法5条、6条において、新たに、死刑謀殺という、死刑が必要的に科される犯罪を創設し、そのほかのすべての謀殺罪については死刑を廃止し、終身刑を上限とした¹¹¹。1957年殺人法は委員会報告の実質的な拒絶であり、死刑廃止に向けた議論に直接的な影響を与えた。

同法5条は以下の状況下で行われた殺人について、死刑相当の謀殺罪になると規定した。

- 窃盗の過程、または窃盗の目的での謀殺¹¹²
- 銃器または爆発による謀殺¹¹³
- 合法的な逮捕に対する抵抗、もしくはその防止・回避する過程で行われた謀殺、または拘禁からの逃亡もしくは不法な救出を行うまたは関与する過程で行われた謀殺¹¹⁴
- 職務執行中の警察官、またはその補助者の謀殺¹¹⁵
- 行為時に受刑者であった者またはその共同実行者による、職務執行中の刑務官またはその補助者の謀殺¹¹⁶

また5条2項は、実際に死を惹起した者にのみ死刑が適用されるという、「殺し屋条項」

¹⁰⁸ Jones R., Nasmyth-Jones R.; 'The occurrence of cervical fractures in victims of judicial hanging', *Forensic Sci Int.* 1992 Apr; 54 (1):81-91.

¹⁰⁹ インドにあてはまる。Bachan Singh v State of Punjab [1980] 2 SCJ 475, 515

¹¹⁰ アメリカの死刑存置州の多くに当てはまる。

¹¹¹ Homicide Act 1957, s 7

¹¹² Section 5 (1) (a) of Homicide Act 1957

¹¹³ Section 5 (1) (b) of Homicide Act 1957

¹¹⁴ Section 5 (1) (c) of Homicide Act 1957

¹¹⁵ Section 5 (1) (d) of Homicide Act 1957

¹¹⁶ Section 5 (1) (e) of Homicide Act 1957

と呼ばれる規定を創設した¹¹⁷。同項は、5条1項に該当する謀殺において、2人以上の者が謀殺罪に当てはまる時、自らの行為によって死を惹起した場合、重傷を負わせたまたは負わせる企てが殺害に繋がった場合、殺害された者に対して攻撃の最中にまた助長する目的で暴力を行使した場合のいずれかに該当する場合、死刑謀殺に当てはまると規定し、それ以外の殺人は死刑謀殺に当てはまらないと規定した¹¹⁸。

6条は、謀殺の再犯者に対する死刑を規定した。同条は、もし謀殺罪の有罪判決が下される以前に、謀殺によって有罪判決を下されていた場合、1957年殺人法の施行前後を問わず死刑が適用される謀殺罪によって処断されると規定した（ただし双方の謀殺が英国で犯されたことが要件）。

またそのほかに1957年殺人法は、英国の死刑制度についての法改正を行った。10条は、死刑囚が死に至るまで絞首された状態に置かれるという文言を含んだ伝統的な死刑判決の文言を置き換えた。法改正以降、判決文の文言は被告人が「法の定める方法により死刑に処せられる」という効果のみがあると規定した。また同法12条は、同一刑務所内において同日に複数の死刑執行が行われることを回避する規定を置いた。

バンガー大学のリス・ホームズは、重要な記事「揺れ動く60年代：死刑の廃止」において、1957年殺人法は不自然な妥協の産物であり、死刑の全面廃止を阻止しようとする保守党政権の試みであったと正しく指摘した¹¹⁹。廃止論者の主張は、前任者達とは違って死刑制度に道徳的に反対するイーノック・パウエル[1912年-98年]のような新世代の保守党議員の選出によって促進された¹²⁰。

1957年殺人罪において規定された五類型の死刑謀殺罪は、政府にとっては法と秩序の根本的な力を与えるものであるとみなされ、非常に高い抑止効果が見込まれていた。しかし、それらは明らかに弊害のあるものであった。たとえば、（あきらかに窃盗過程の謀殺よりも悪質な）強姦過程における謀殺は、死刑が適用不可能な謀殺と規定されていた。1957年殺人法は、ホームズ氏が指摘したように誰も満足させなかった。「存置論者と廃止論者はともに法が創出した弊害を批判した」。また、ホームズ氏は1957年殺人法が一般の正義感情の醸成になんら寄与しなかったと認識した内務省の報告書を引用している：

「普通の人間は、謀殺犯人の帰責性を、実行方法ではなく犯罪の悪質性から判断する。しかし、1957年殺人法の立法過程において政府は一王立委員会が指

¹¹⁷ Cf. Daley and Montique v The Queen [1997] UKPC 58. 1992年ジャマイカ対人犯罪改正法 (the Jamaican Offences Against the Person (Amendment) Act 1992) 2条2項に、同様の条項が存在する。枢密院司法委員会は、2条2項の死刑謀殺の責任を問うためには、被害者とのある種の接触が必要であり、犯罪の合意 (joint enterprise) に基づいた謀殺の有罪判決だけでは不十分であると判示した。

¹¹⁸ もしこの条項が施行されていたならば、テレク・ベントレイ事件の死刑を回避できたかもしれない。彼は、1953年1月、(死刑となるには若すぎた) 共犯者クリストファー・クレイグが致命傷となる銃撃を行った時、逮捕下にあったにもかかわらず、警察官謀殺罪によって悪名高い死刑を執行された。ベントレイ事件については後述する。

¹¹⁹ History Today; (2008) Vol 58 Issue 12

¹²⁰ 1957年殺人法についての当時の議論状況については：See Prevezer S., 'The English Homicide Act: A New Attempt to Revise the Law of Murder', Columbia Law Review, 1957, 57(5): 624-642; Edwards J., 'The Homicide Act 1957: A Critique', British Journal of Delinquency, 1957, 8: 49-61.

摘したように—この世論を反映する手段は存在しないと認識した。」

死刑の完全廃止を意図していなかったにもかかわらず、1957年殺人法は英国における死刑廃止の出発点となった。ホームズ氏が正しく結論づけたように、政府は即座にこの法律が不適切であると認識したが、改正へ向けては動かなかった。ホームズの研究によれば、政治的には可能であったとしても内務省の報告書は、(抑止論を根拠に)1957年以前の状況に戻る正当な理由はほとんど存在しないと主張していた。他方、世論動向はとりわけ保守党政権にとって完全廃止に向けた取り組みを困難にしていた。というのも、党の大多数は断固として死刑廃止反対を公言していたからである。1964年9月、ダグラス・ホーム首相は、ヘンリ・ブルック内務大臣に「現在の1957年殺人法は機能不全であり、党派に関係なく次の内務大臣は死刑廃止をすべきことになるだろう」と報告を受けている¹²¹。後にこれは大筋正しい予言であったことが分かる。

¹²¹ ヘンリ・ブルック(1903-84)は、ウエスト・ルイシャム(1938-45年)、ハンブステッド(1950-66年)選出の下院議員。1964年8月13日、マンチェスターのストレンジウェイ刑務所においてグウィン・オーウェン・エヴァンスが、リヴァプール刑務所においてピーター・アレンが絞首刑に処せられた際、死刑執行を許可した最後の内務大臣となった。両者はともに1964年4月7日にジョン・アラン・ウエストを謀殺した罪により、有罪判決を受けていた。

■ 二十世紀初頭における死刑廃止運動の伸長

十九世紀またそれ以前に、死刑を廃止すべきであるという提案は、少数の啓蒙的な改革主義者によって主張されていたが、英国の歴史上、死刑廃止につながる確実な起点は 1920 年代に遡ることができる。

上記の通り 1930 年代後半、議会は軍事事案のほぼ全てにおいて死刑廃止に投票したため¹²²、第二次世界大戦においては第一次世界大戦のような英国軍兵士に対する銃殺刑の広範な適用は見られなかった。第一次大戦以降、労働党は死刑廃止を政治課題とし¹²³、1927 年には「死刑に関するマニフェスト」において廃止の主張を採用した¹²⁴。

議会の廃止論者は、論争的となった愛人フレディ・パイウォータースに夫の謀殺¹²⁵を実行させたエディス・トンプソンの 1923 年の執行後に設立された死刑廃止国民評議会やハワード・リーグ¹²⁶など、いくつかの議会外のグループから支援を受けた。死刑廃止国民評議会は、死刑廃止にむけて活動する機関の代表者から構成される諮問委員会による 18 ヶ月の準備期間を経て 1925 年に設立された。1948 年、死刑廃止国民評議会はハワード・リーグと合併した¹²⁷。

トンプソンに有罪判決を下された理由は、愛人を謀殺に駆り立てた証拠であるという検察の主張の根拠となったパイウォータース宛ての手紙であった。現代の分析によれば、彼女は証拠薄弱であった殺人教唆と同程度に不貞行為に対して有罪判決を下されたのである。執行前の死刑囚監房におけるトンプソンの精神崩壊の様子、恐怖により実質的に意識不明な状態で処刑された様子を記した報告は、読むに堪えないほどの憐憫の情を呼ぶものである¹²⁸。

1920 年代には、衝動的な謀殺や精神異常の謀殺犯の割合の高さから死刑の抑止効を疑問視する洗練されかつ統計的に裏付けられた死刑廃止論が展開された。死刑廃止論者は他国における死刑廃止が殺人事件発生率の上昇に繋がらなかったことと、無実の者が処刑される可能性を強調する統計を活用した¹²⁹。

¹²² 1930 年陸空軍年次法 5 条

¹²³ Seal L., *Capital Punishment in 20th Century Britain: Audience, Justice, Memory* (Routledge, 2015), p17.

¹²⁴ Rowbotham J., 'Execution as Punishment in England: 1750 - 2000', in Kilday A, Nash D (Eds.), *Histories of Crime: Britain 1600-2000*, (Palgrave Macmillan 2010), p186.

¹²⁵ Logan A., *Feminism and Criminal Justice* (Palgrave Macmillan, 2008), pp130-1

¹²⁶ 早期の刑罰改革運動家ジョン・ハワード (1726-90) の名を冠して、1866 年にハワード協会として設立されたハワード・リーグ (the Howard League) は、世界で最も歴史のある刑罰改革組織である。1923 年、ハワード・リーグは、会員投票を実施し、死刑廃止を運動における優先事項として採択した: Rose G., *The Struggle for Penal Reform*, (Stevens, London, 1961), p203.

¹²⁷ NCADP の記録は、ウォーリック大学 (University of Warwick) のモダン・レコード・センターに保存されている。

¹²⁸ Weis, R., *Criminal Justice: The True Story of Edith Thompson* (Hamish Hamilton, 1988). 1930 年代、テニーソン・ジェシー (Tennyson Jesse) の小説、"A Pin to See the Peep Show"は、トンプソン・パイウォータース事件の記事を薄い小説として描き、死刑に対する非難を強調した。

¹²⁹ 死刑の抑止効果は、アメリカにおいて洗練された統計的手法を用いて広く研究されている。2012 年 4 月 18 日、全米アカデミーズの全米研究者評議会によって公開された報告書は、30 年以上にわたる研究のレビューに基づいて、死刑の殺人抑止効果を主張する数々の研究は、基本的に無効である結論を下した。報告書は以下のように述べている「委員会は、死刑が殺人発生率を増加 (または減少) させるかどうか、効果がないかどうかなど、今日までの死刑の殺人への効果に関する研究は有益とはいえないと結論づけた。したがって委員会は、死刑の殺人への効果についてのこれ

■ 議会における死刑廃止の動き

1929年の下院における死刑廃止決議は、議会特別委員会の設置につながった。1930年、特別委員会は五年間の死刑の試験的執行停止を提言したが、何の行動もとられなかった。特別委員会は、以下のような結論を下した。

「我々の長期間に及び諸外国の状況についての調査により、生命や財産を危険に晒さず、また社会の安全を損なうことなく死刑廃止が実現可能であるということについてますます確信できるようになった。」¹³⁰

第二次大戦終結直後に行われた総選挙において労働党は再び政権を握り、死刑に反対する議員が下院の多くを占めていた。

1948年刑事司法法は、死刑問題を再提起するとともに死刑廃止に向けた最初の真剣な試みとなった。下院の刑事司法改革グループは、187名の下院議員の署名を集めて死刑に反対する請願を行った。しかし、1947年に下院に提出された法案は、死刑に関して何の言及もなかった。死刑に関する閣内の意見は分裂しており、内閣は死刑制度の改革に関する下院の投票について自由投票を決断した。シドニー・シルヴァーマン議員の動議により死刑の執行停止を盛り込んだ法案の改正案が提案され、僅差で下院を通過した。しかしこの改正案は上院で否決された¹³¹。また、上院は謀殺罪の等級を分類しそれぞれに異なる刑罰を科す政府改正案も否決した。上記で述べた1953年に報告書を提出した上記王立委員会の設置を政府が提案したのはその直後であった。

死刑廃止国民評議会は、情報提供や政治活動に特化する一方で、調査業務を引き受けたハワード・リーグとしばしば協働していた。首相在任時に死刑執行を最終的に実現した労働党のハロルド・ウィルソン議員、1967年に自由党の党首となったジェレミー・ソープ議員 [1929-2014年]、保守党の幹部ジュリアン・クリッチリー議員 [1930-2000年] など、死刑廃止国民評議会は、一定の大物政治家の支持を得た。法曹界のリーダーで、後の大法官ジェラルド・ガーディナー [1900-90年] と、出版事業家のヴィクター・ゴランツ [1893-1967年] が組織を率いた。

死刑廃止国民評議会は、死刑は効用を欠いているという根拠を大いに利用したが、その活動には、核心部分において端的に文明社会において死刑を存置する余地はないという信念があった。死刑廃止国民評議会のメンバーの一部は、市民の意識を高めるために市民が参加できる会議を開催することに熱心であったが、彼らの基本的な活動姿勢は死刑廃止に向

らの研究が、必要的判断に際しての知識として活用されないことを提言する。結論的に、死刑が殺人発生率を一定程度増加・減少させる、あるいは効果がないと学問的に証明したという主張は、死刑に関する政策判断に影響を与えてはならない」。

¹³⁰ Hansard, HL Debs, vol. 306 col 1108

¹³¹ このジェームズ・シューター・イーデ内相は、法律が制定されるまでの間、全ての死刑囚を減刑すると発表した。これにより、1948年3月から10月にかけて26名が減刑された。

けて議会多数の獲得を模索することであった。設立当初から彼らは、「熱狂的な感情にうったえる」戦術をとらずに、死刑廃止国民評議会が立派で超党派的であることを印象づける方針を採用した。死刑廃止国民評議会の初代事務局長は、E. ロイ・カルヴァートという若いクエーカー教徒で、彼は死刑廃止論者の論拠を論理的、合理主義的、科学的に基礎づける必要性、死刑廃止論を支持する統計データを得るための研究の必要性を強調した¹³²。

1955年2月、保守党政府は王立委員会のすべての提案を拒絶すると発表した。同年11月、シドニー・シルヴァーマン議員は、政治的報復として死刑廃止法案を下院に提出し、同法案は1956年2月に下院を通過した。内務大臣のグウィリム・ロイド・ジョージ下院議員〔1894-1967年〕は、議会は法が決定するまで死刑執行を行わないという宣言を再度行った¹³³。1955年7月、法案は上院にて238対95で否決され、2年後の1957年7月に英国における死刑執行は再開された¹³⁴。法案は失敗に終わったが、保守党下院議員の死刑廃止論者が増え、死刑に対する態度が変化しつつあることを明らかにした¹³⁵。

¹³² 132 Twitchell N., *The Politics of the Rope*, (Arena, 2012), p23

¹³³ モラトリアム期間中、49名が減刑された。そして、1955年8月10日から、ダーラムでジョン・ヴィッカーズ (John Vickers) が処刑されるまでの1957年7月23日までの期間中、死刑執行はなかった。

¹³⁴ ジョン・ヴィッカーズは、1957年謀殺法により絞首刑に処せられた最初の人間となった。R v Vickers [1957] 2 QB 664

¹³⁵ Seal L., *Capital Punishment in Twentieth Century Britain: Audience, Justice, Memory* (Routledge, 2015), p13.

■ 論争を招いた3つの事件

英国の死刑廃止は、1950年のティモシー・エヴァンス事件、1953年のデレク・ベントレイ事件、1955年のルース・エリス事件という1950年代における3件の死刑執行に対する市民の怒りによって最終的に実現したことは疑いの余地がない。それぞれの事件は異なる問題を提起したが、これらの事件を総括した場合、純粋に理論的・道徳的な議論では不可能な方法で死刑廃止論が展開されたことが分かる。

■ ティモシー・エヴァンス事件（1950年）

ティモシー・エヴァンスの悲劇的事件はすでに映画化され¹³⁶、多くの書籍となり¹³⁷、テレビの特集も組まれた。処刑されたエヴァンス氏の無実に対する合理的な疑いは存在しない¹³⁸。

エヴァンスは、南ウェールズ出身の識字能力のないトラック運転手であった。1947年、彼はベリル・ソードレイと結婚し、1948年ロンドンのノッティングヒル（リリントン・ブレイス10番地）のアパートの上階に引っ越した。彼らの隣人は1階に住む郵便局職員であり元特別警察官〔訳注：非常時に治安判事が任命する一般人の警察官〕であったジョン・クリスティと、その妻エセルであった。エヴァンスを含めて誰も知らなかったが、クリスティは死体を愛好する連続殺人犯で、エヴァンスの転居以前にすでに2名の女性を殺害していた（死体は庭に埋められていた）。クリスティはその後5年間でさらに妻を含む3名の女性を殺害した。

ティモシーとベリル間に娘のジェラルディンが生まれたのは1948年10月のことであった。翌年、ベリルは再度妊娠した。夫妻は経済的な苦境にあったので、ベリルは（当時違法であった）墮胎を決心しエヴァンスも渋々同意した。クリスティは苦境を知り、ベリルを姦淫・殺害する目的で、だまされやすい若い夫妻に（大部分はでっち上げの）応急処置技術による墮胎をする能力があると申し出た。1949年11月のある日、エヴァンスが働いている間、クリスティはベリルに対して性的暴行を加え殺し屍姦した。彼は、家の裏手の洗濯場に死体を隠した。エヴァンスが帰宅した際、クリスティは、学習障害のあるトラック運転手エヴァンスに対し、ベリルが中絶中に死亡し警察はエヴァンスがベリルを殺害したとみなすであろうからロンドンを去るべきだと告げた。クリスティはエヴァンスに対し、自分がかつ

¹³⁶ 「10番街の殺人」（10 Rillington Place, 1971）では、ジョン・ハートがエヴァンス役を、リチャード・アッテンボロがクリスティ役を演じた。

¹³⁷ この事件に関する最も重要な書籍は、エヴァンスの無実を決定的に証明したL.ケネディの「10 Rillington Place」（Victor Gollancz, 1961）である。マイケル・エダウズの「The Man on your Conscience」（Cassell, 1955）は、説得力を持ってエヴァンスの無実を論じ、エスタブリッシュメントが、後柱のスコット・ヘンダーソン報告書によって事件に対する関心を和らげようと試みた後に、事件に対する公衆の関心を維持するために寄与した最初の書籍であった。

¹³⁸ これが高等法院の裁判官、内務大臣、内務省独立評価官、刑事事件再審委員会、合議法廷および、多くの著者による結論であるにもかかわらず、現在でも、まれに反対しようとする議論が存在する。たとえば、Oates J., John Christie of Rillington Place: Biography of a Serial Killer (Wharnccliffe Books, 2012); Gammon E., A House to Remember: 10 Rillington Place (Memoirs, 2011); Eddowes J., The Two Killers of Rillington Place (Little Brown, 1994).

での特別警察官であり、警察側の人間なので自分は疑われないと告げた。(突然一人で帰宅した理由について親戚に嘘をついた) エヴァンスが南ウェールズの実家へと去った後に、クリスティはジェラルディンも殺害し洗濯場に隠した。ジェラルディンの殺害は、母親がいない赤ん坊はいずれ明らかに注目を集めるだろうという理由だった。

死体発見後から数週間のうちに、エヴァンスは逮捕され、娘も殺害された事を知ったショックから妻の殺害を自白した。エヴァンスが南ウェールズに逃亡する前、クリスティはジェラルディンがイースト・アクトン住在の夫妻に養子として引き取られる予定であると告げていた。

当時、虚偽自白という現象はほとんど知られていなかった。エヴァンスは公判まで間に自白を撤回し、クリスティが妻子を殺害した犯人に違いないと確信していたが、彼を信じる者はいなかった¹³⁹。1950年1月の公判において、クリスティの証言がエヴァンスの有罪を決定づけた。エヴァンスが死刑を宣告されたとき、クリスティはオールド・ベイリーの法廷に出廷さえしていた。ルードヴィック・ケネディによれば、エヴァンスの死刑判決後、彼の母はオールド・ベイリーの法廷外でクリスティと対面し、彼を殺人犯であると罵った。クリスティの妻エセルは、彼の夫は良い人間であり殺人犯ではないと反論した。残念ながら彼女は間違っていた。1952年の暮れにクリスティはエセルを絞殺し、1953年7月にクリスティは処刑されたのである。

1950年3月9日、エヴァンスはペントンヴィル刑務所でアルバート・ピアポイントに処刑された。

3年後、リリントン・ブレイス10番地の新たな借家人が、壁紙を貼ったキッチンのパントリーに隠されていた3名の女性(キャスリーン・マロニー、リタ・ネルソン、ヘクトリナ・マクレナン)の死体を発見した。パントリーは、ベリルとジェラルディンの遺体が発見された洗濯場のすぐ隣の場所にあった。建物と庭をさらに搜索した結果、他に3名の死体が発見された。クリスティの妻エセルは居間の床下から発見され、オーストリア人看護師で軍需品業者ルース・フェルスト、クリスティの元同僚ミュリエル・イーディの両人は、建物裏手の狭い庭の右側に埋められていた状態で発見された。クリスティは庭の格子を支えるため被害者の大腿骨を使用していたが、残念ながら最初の搜索において警察はこれを見落としていたのである。もし骨が発見されていれば、2体の死体は発見されていたであろうし、もしそうならいけば、エヴァンスは起訴すらされなかったかもしれない。

1953年3月31日クリスティは逮捕され、取り調べにおいてベリル・エヴァンス殺害について四度自供した。しかし、彼はジェラルディン・エヴァンス殺害については否認を貫いた。彼はまたフェルストとイーディ殺害については、死体を庭に埋葬するまでの間、洗濯場に保存していたと自白した。その洗濯場はベリルとジェラルディンの遺体が発見された洗

¹³⁹ この事件の映画、「リリントン・ブレイス10番街」のもっとも悲劇的な場面のひとつは、ジョン・ハート演じるエヴァンスが、受刑能力を審査するために裁判官によって招集された医事委員会に対して、「クリスティがやったんだ！私はクリスティがやったと言った！」と述べた場面である。委員会は、これが真実であるにもかかわらず、この論点は彼らの審査と関係ないという理由で反応しなかった。

濯場と同一の場所であった。

クリスティは、妻の殺害容疑により謀殺罪で起訴され、有罪となり、心神喪失を理由とする抗弁は陪審により却下された。そして 1953 年 7 月 15 日ペントンヴィル刑務所で、アルバート・ピアポイントにより絞首刑に処せられた。

クリスティの犯罪は、エヴァンスの有罪について疑義を生じさせた。特に 2 人の絞殺犯が小さなアパートにたまたま同居していたなんていうことがあり得るのだろうか。内務大臣デヴィッド・マックスウェル・ファイフ卿 [1900-67 年] は、誤判の可能性について調査する委員会を設置した¹⁴⁰。ポーツマスの市裁判官で勅選弁護人のジョン・スコット・ヘンダーソン [1895-1964 年] が委員長に任命された。調査は秘密裏に実施されたため、エヴァンスの近親者が彼の無罪を主張する機会は存在しなかった。スコット・ヘンダーソンが業務を遂行する時間はほとんどなかった、というも彼はクリスティの死刑執行までに調査報告を完了するよう命じられていたからである。それゆえ、調査期間はわずか一週間しかなかった。そして報告は、クリスティの自白は自らの心神喪失の主張を固める目的で行われたためベリル殺害についての彼の自白は信用できないとの説明により、エヴァンスはベリルとジェラルディン双方の謀殺について有罪であると結論づけたのである¹⁴¹。

スコット・ヘンダーソンが出した結論の拙速さとその不確実性は、致命的であった。ルードヴィック・ケネディが著書「リリントン・プレイス 10 番地」で描いたように、もしスコット・ヘンダーソンが、事件の複雑さとエヴァンスとクリスティ双方の虚偽自白から真実を識別する難しさを理由に与えられた時間内では結論を出せないと報告していれば、誰も彼を批判することはできなかつただろう。しかし、彼は複雑で悲劇的かつ気の毒なこの事件を解明できると宣言し、支配層が望んだ「誤判は存在しなかった」という見解一彼が自分自身に期待されていると認識していた結論一を支持する目的で、エヴァンスの無罪を方向づける証拠を恒常的に無視した¹⁴²。

スコット・ヘンダーソンの結論は下院議員、マスコミ、公衆の不信感をかきたてた。もしクリスティの自白が信頼できないのであれば、すべての証拠が虚偽であることを示しているエヴァンスの自白をなぜ信頼しなくてはならないのだろうか。クリスティ処刑の 2 週間後、下院でこの調査報告書は検討され、ジェフリー・ピング議員とマイケル・フット議員による法医学的分析により否定された。ホーンチャーチ選出のピング議員は以下のように述べた¹⁴³：

「エヴァンス事件においては、証人席でエヴァンス被告が 2 名の女性を殺害したと告

¹⁴⁰ Hansard, HC Deb, 6th July 1953 vol. 517 cc863-7.

¹⁴¹ スコット・ヘンダーソン報告書は、L.ケネディの”10 Rillington Place” (Victor Gollancz, 1961) に再録されている。

¹⁴² たとえばエヴァンスは死体を特定の日に (1949 年 11 月 10 日・14 日) に洗濯場に置き、その後すぐにロンドンを去った (これは真実) と自白した。しかしその当時、アパートのために働いていた労働者は、これらの日の後で洗濯場を掃除しており死体を隠す可能性はないと警察に対して証拠を与えていた。しかし、スコット・ヘンダーソンはエヴァンスの証言は真実であると結論付けた際に、この証拠を単純に無視した。Hansard, HC Deb 29th July 1953, vol. 518 col. 1439

¹⁴³ Hansard, HC Deb 29 July 1953, vol. 518, cols 1435-85

発した主要訴追側証人が、後に 6 人の女性を同じ方法で謀殺していたことが判明したために、この調査は実施された。自白を除くと、同じ方法で殺害し、同じ方法で死体を隠し、後に判明したところでは同じ場所で殺人を実行した殺人犯が別々に存在していたという、極めて異例の一致があったことになる。これが、ヘンダーソン氏が、実際に起きたと説明した事実である。」

「偶然の一致がこれだけであれば、調査を十分に正当化できたかもしれない。しかし、二番目の偶然の一致、すなわち、エヴァンスは、クリスティが実行した殺人を一切知りえなかった一事件の公判の反対尋問において一切問題にされなかった一にもかかわらず、偶然にも、当時のロンドンでただ一人、まったく同じ方法で殺人行為を行っていた一人の人物（クリスティ）を選んで告発したという事実（それがスコット・ヘンダーソン氏の説明だったのだが）、を見れば、それがさらに不可解であることがわかるだろう。」

「検察側の主要証人であったクリスティ氏が実際に 2 名の女性を殺害し、エヴァンス氏が死体を隠したとされた同じ洗濯場に一時的に死体を隠し、のちに遺体を庭に埋めたという諸事実が、もしエヴァンス氏の公判中に明らかになっていたのならば彼は無罪になっていただろう。」

プリマス・デヴォンポート選出のフット下院議員は、この討議に引き続き以下のように述べた：

「スコット・ヘンダーソン氏にとって調査開始前から決定されていた結論に到達するために利用された断片的理由を散らばめて作成されたこの報告書は銘記すべき価値がない。ホルンチャーチの議員閣下（ピンク議員）も報告書の弱点を数多く指摘している……この報告書はクズであり……多少なりとも正義感をもつ人間であれば信じないであろう。」

おそらくスコット・ヘンダーソンの書いた 2 本の報告書は、英国史上公開された公文書のうちもっとも説得力を欠く 2 つの文書に分類されるだろう¹⁴⁴。しかし、スコット・ヘンダーソン氏を擁護するのであれば、彼はエヴァンス氏が無実であるという結論に達したかもしれないが、（英国史上初めて）無実の人間が処刑されたと宣言することは彼にとって耐えきれず、人間の弱さを示しそれゆえに彼は期待された見解を遵守したと弁解することも可能であろう。

いずれにせよ、1950 年代から 1960 年代の初頭までの期間、エヴァンス事件については不穏な状態が継続した。1965 年、内務大臣のフランク・ソスキス卿 [1902-1979] は、エヴァ

¹⁴⁴ スコット・ヘンダーソンは国会での議論の過程で非難されたため、補充報告を余儀なくされた。しかし、これは彼の報告に対する疑問を解消するものではなかった。

ンス事件の再調査のためブラビン判事 [1913-1975] を任命した。ブラビン調査は、1965年11月から1966年1月にかけて王立裁判所において実施され、1966年10月にブラビン判事の報告書が議会に提出された¹⁴⁵。

ブラビン判事の結論は奇怪なものに他ならなかった。スコット・ヘンダーソン氏にとってすらベリルとジェラルディンの殺害は同一犯によることが明らかであったにもかかわらず¹⁴⁶、ブラビン判事は、もし陪審がクリスティの殺人を知っていたならばどちらの殺人についても有罪評決を下していなかったであろうと述べつつ、エヴァンス氏はおそらく（有罪宣告を受け死刑の原因となった）ジェラルディンを殺害しておらず、他方でおそらく（起訴すらされていない）ベリルを殺害していたと結論づけたのである。換言すると、ブラビン判事の結論は、エヴァンス氏は死刑に処せられた犯罪についてはおそらく無実であったが、それにもかかわらず彼は謀殺犯であり、誤判は存在しないというものであった。

法律家は無実の人間が処刑されたという事実を直視できないということがふたたび明らかになったのである。幸運にも、新たに任命された内務大臣ロイ・ジェンキンス [1920-2003年] は、ブラビン判事の詭弁の本質を見抜いた。1966年10月10日、彼は書面での質問状に対し下院で以下のような答弁を行った。

「この事件に対する調査報告作成に対する姿勢と報告書の包括的な質に対して、議会を代表して私からブラビン判事に感謝の意を表したい。ブラビン判事の結論は、いずれ議会も認識するであろうが、合理的な疑いを超えて真実を立証するのはもはや不可能であるが、エヴァンスが起訴され、有罪とされ、そして処刑される原因となった娘の殺害は、おそらく実行していないであろう、というものである。すべての状況を鑑みると、エヴァンス氏の有罪判決を維持することが正しいとは思えない。それゆえ、私は女王陛下に恩赦を進言することが適正な方法である決断した。そして女王陛下が私の助言を承認し、今朝恩赦の署名がなされたことを議会に報告できることを、私は喜ばしく思う。」

「本件には前例がなく、以後同種事例が現れないことを私は信じているし、望んでもいる。」

ジョン・ホール下院議員からは以下のような質問があった：

「報告書は、エヴァンスは娘の死に対して責任がない可能性が強いことは示していたが、彼は妻の死については責任があると結論づけたのではないか。」

¹⁴⁵ Cmnd 3101. この報告書の簡略版が1999年に出版された。Coates T. (Ed.), Rillington Place, 1949: Report of an Inquiry by the Hon Mr. Justice Brabin into the Case of Timothy John Evans (Uncovered Editions, 1999).

¹⁴⁶ これはエヴァンス事件における検察側の主張、すなわち両方の謀殺は同一人物により同一の行為として実行されていたということである。被害者の死体は同一箇所で見られ、絞殺という同一の方法で殺害されていた。両謀殺の証拠は、同一犯による犯行の証拠として陪審員に提示された。エヴァンスはジェラルディン殺害の件についてのみ起訴された。その理由は、当時の実務上のルールでは起訴状に記載可能なのは単一の謀殺のみであったからである。R v Jones [1918] 1 KB 416, disapproved in Connelly v DPP [1964] AC 1254.

議会議事録からの引用によれば、この質問に対して「そんなことはない！」という多くの野次がとんだようである。ジェンキンス内相は以下のように答弁した：

「その通りだ。しかし、ブラビン判事は、彼の見解によれば当時の陪審が合理的な疑いを超えてエヴァンスの妻の殺害を判断することはできなかったであろうことを示唆する状況が存在したことも認定している。そしてさらに私はエヴァンスが起訴され、有罪となり、死刑を執行された事件を扱うべきであると考えている。」

2003年1月、内務省はティモシー・エヴァンスの半妹メアリー・ウエストレイク、妹エイリーン・アッシュビーに誤判に対する賠償として、実質的な見舞金を支払った。内務省の独立調査官、ブレナン勅選弁護士は「娘の殺害を理由としたティモシー・エヴァンスの有罪と死刑執行については間違いであり、誤判である」、また、「ティモシー・エヴァンスが妻を殺害したことを指し示す証拠は存在しない。おそらく彼女はクリスティによって殺害されたのだろう」という事実を認めた。ブレナン卿は、クリスティの自白と有罪判決を考慮すれば、ブラビン判事が下した結論すなわちエヴァンスが妻を殺したのであろうという結論は却下されるべきであると確信していた¹⁴⁷。彼は、エヴァンスの冤罪と死刑執行がウエストレイクとアッシュビーの人生と健康に大きく影響したと認識し 100,000ポンド以上の見舞金を支払った。

エヴァンス事件の最終章は、おそらく2004年刑事事件再審委員会が、エヴァンスの有罪判決を破棄するための控訴院への提訴を棄却したことであろう。刑事事件再審委員会は、控訴院への付託のための前提条件を定めた1995年刑事控訴法13条が満たされていることは認定した。また、付託が行われた場合、上訴の裁決過程において、エヴァンスの妹には1968年刑事控訴法の目的に合致した承認取得者の地位を得るために必要な、実質的な情緒的利益が存在すると控訴院が判断する現実的な可能性があることと認定した。それにもかかわらず委員会は、当該判決破棄には上訴に必要な費用・資源を超える実質的利益がないという結論を考慮して付託を行う裁量権を行使しなかった。問題の本質として、委員会はエヴァンスの無罪はすでに実質的に証明されており公的にも認められているので、有罪判決を破棄する公的手続を踏むことは過剰なものであり限定された資源の無駄使いであると結論づけたのである。この委員会の付託棄却決定は、2004年11月17日、高等法院によって支持された¹⁴⁸。スタンレイ・バーントン判事は、判決の35段落において次のように判示している。

「私は、ティモシー・エヴァンスは妻と娘の謀殺についてすでに無実が証明されてい

¹⁴⁷ Quoted in *R (Westlake) v Criminal Cases Review Commission* [2004] EWHC 2779 (Admin), para 13.

¹⁴⁸ Quoted in *R (Westlake) v Criminal Cases Review Commission* [2004] EWHC 2779 (Admin), para 13.

るという委員会の決定に同意する。彼がどちらの殺人も犯していないことは認定されている。彼が受けた恩赦は公的な名誉回復措置であり、有罪判決を下された唯一の謀殺（訳注：娘の殺害）について唯一可能な名誉回復を行ったのである。内務大臣は可能な措置をすべて実施した。その後、彼が完全に無実であることを基礎にして算定された遺族に対する見舞金の支払いは、この姿勢を十分明確にした。私は、彼の無罪についての公開で行われたこれらの措置が、遺族にとっていくらかの慰めになることを期待している。」

また、この結論を支持し、1966年に行われた恩赦に言及しつつコリンズ判事は以下のように判示している：

「ティモシー・エヴァンスは無実であり、誤判が存在していたという認識は、一般的かつ適正に考慮されてきた。いずれにせよ、ティモシー・エヴァンスが有罪とされた公訴について確かに無罪であったと見なされるべきであると、眼前にある資料は私を説得した。さらに、妻の殺害についても、当時のどの陪審員も適正な有罪判決を下すことはできなかったであろうということ、そして彼はこの犯罪についても無実だと見做されなくてはならないとについて私は完全に同意する。」

■ デレク・ベントレイ事件（1953年）

1950年代前半のエヴァンス事件の公判とその死刑執行は、当時ほとんど反響を呼ばなかった。1953年にクリスティの他の殺人が明らかになり、無実の人間が処刑されたことに対して大きな社会的関心を呼んだ。対照的に、1952年から53年にかけてのデレク・ベントレイ事件は、当時から非常に大きな論議を呼び、それは現在も続いている¹⁴⁹。彼には知的障害の十分な証拠があったこと、そして致命傷となった銃撃を実行した共犯者を絞首刑にするには若すぎたという事実があったにもかかわらず、内務大臣デヴィッド・マックスウェル・ファイフ卿¹⁵⁰が死刑の執行停止を拒否する決定を行ったことは、公衆と議会の非常に大きな抵抗を引き起こした。控訴院がベントレイの有罪判決を覆した1998年の判決が示したように、彼の公判は茶番劇であった¹⁵¹。それにもかかわらず、当時大きな問題となったのはベントレイに対する有罪判決の適否についてではなく、マックスウェル・ファイフ卿の死刑執行を許可した決定の明らかな不正義についてであった。

1933年生まれの本トレイは、いくつもの身体・発達に問題を抱える子どもだった。第二次世界大戦中、彼の家は爆撃され倒壊し頭部に深刻な傷害を負った。後にてんかんであると診断された。常に低いIQスコアを記録し、死刑執行の理由となった謀殺罪で勾留されていた期間にはIQ77を記録し、当時の表現によれば「精神薄弱の境界例」とであると診断されていた。

1952年11月2日、ベントレイと16歳の仲間クリストファー・クレイグは、ロンドン・クロイドン区のタムワース・ロード27-29番地にある菓子会社、バーロー&パーカーの倉庫の強盗を試みた。クレイグはリボルバーに、銃にフィットするよう小型化した銃弾を込めて武装していた。ベントレイは、クレイグに与えられた鞘つきナイフとメリケンサックで武装していた。

クレイグとベントレイは屋上に登っているところを見つかり通報された。警察が到着したとき、二人の若者はリフトハウジング（訳注：家具等の重い物の上げ下げのために屋外に設置される吊り下げリフト）に隠れた。クレイグは警察を挑発した。フェアファックス刑事部長は、屋上に向かって配水管をよじ登りベントレイにつかみかかったが、ベントレイはフェアファックスをふりほどいた。次に起こったことは、議論の的になっている。後の警察証人の主張によれば、ベントレイはクリスの銃撃を促すために「クリス、やっちまえ！」と叫んだということであった。他方クレイグとベントレイは、この発言を否定している

クレイグはフェアファックスを撃ち、弾は彼の肩を直撃した。この負傷にもかかわらず、フェアファックスはふたたびベントレイを拘束することができた。ベントレイは、フェア

¹⁴⁹ クリストファー・エクストンがベントレイ役を演じた映画“Let Him Have It”が1991年に公開された。また、この事件に関する書籍は、Parris J., *Scapegoat* (Duckworth, 1991)、Yallop D., *To Encourage the Others* (Corgi, 1990)がある。

¹⁵⁰ 彼は後にキルミューア子爵として貴族に列せられた。また1954年から1962年にかけて大法官の職に従事した。

¹⁵¹ R v. Bentley (Deceased) [1998] EWCA 2516 (Crim)

ファックスにクレイグは拳銃で武装しており、まだ弾は残っていると警告した。ベントレイはポケットに保持していたどちらの武器も使用しなかった。

制服を着た警察官が到着し、屋上に差し向けられた。最初に屋上に到着したのはシドニー・マイルズ巡査で、彼は到達直後直ぐに頭を打たれて射殺された。クレイグは銃弾が尽きた後、屋根から約9メートル飛び降り脊椎と左手首を骨折した。

クレイグとベントレイは謀殺罪により起訴され、公判はオールド・ベイリーで行われた。下級審を審理した首席裁判官は鞭打ちや死刑の熱心な支持者であるゴダード卿 [1877-1971年] であった。ベントレイは、マイルズ殺害時に逮捕下にあったがクレイグの銃武装を知っていたことを理由に共犯者として起訴された¹⁵²。

医学的証拠は、ベントレイには限定的な精神能力しかなかったことを示した。モーズレイ病院の精神科医ヒル博士は、ベントレイは文盲であり、知的能力が低く、精神遅滞の境界例であると結論づけた。しかし、彼は裁判をうける能力があると判断された。

1952年12月11日、クレイグとベントレイに対して謀殺罪による有罪評決が下された。ベントレイに対して陪審員は恩赦を推薦した。18歳未満であったクレイグは死刑の適格性を欠いていたので、女王が定める期間拘禁される不定期刑に処せられた¹⁵³。18歳以上であったベントレイには死刑判決が下された。1953年1月13日、控訴院への控訴は棄却されたため、絞首台を免れるには恩赦と内務大臣デヴィッド・マックスウェル・ファイフ卿の決定しか残っていなかった。

ベントレイは執行停止になることが広く期待されていた。1992年に死後恩赦を却下した内務大臣の決定に対してベントレイの妹が異議申し立てしたことによって、めったに明らかにされない内務省の恩赦業務に関する情報が提供された¹⁵⁴。ゴダード卿は有罪評決の翌日に通常の実務に沿った形で、内務大臣に対して事件に関する自らの見解を記した書簡を送付した。ゴダードは陪審員の提言に反し、マックスウェル・ファイフにベントレイに対する死刑執行延期を行わないよう強く進言していた¹⁵⁵。

「クレイグの裁判においては、弁護人は故殺の有罪評決を得るために全力を尽くした。クレイグは最も危険な少年犯罪者だと確信していたので、もし陪審が故殺の有罪評決を覆していたのならば私は彼に15年の拘禁刑を科さなければならなかつたろう。ベントレイ裁判において陪審は恩赦の提言を追加していた。2名のうち、より悪質なクレイグに対して死刑判決を下しえないと彼らが認識したことが理由に違いないと思う。各論点

¹⁵² Cf. R v English [1999] AC 1.

¹⁵³ He was released in 1962.

¹⁵⁴ R v Secretary of State for the Home Department ex parte Bentley [1994] QB 349

¹⁵⁵ 1970年、デイビット・ヤロップ(1937-)は、To Encourage the Others (Corgi, 1990)執筆のためにゴッドワード卿にインタビューを行った。ゴッドワード卿はヤロップに対して、「私の心中では、いずれにせよベントレイは減刑されるべきであった」と語り、マックスウェル・ファイフ卿が死刑の手續を止めなかった判断を非難した。しかし、1992年に発覚した事実によれば、ゴッドワード卿の主張は虚偽だと思われる。裁判でクレイグを弁護したジョン・パリスは、著書「スケープゴート」(Scapegoat, Duckworth, 1991)において、(正しく知れ渡ったように)ゴッドワード卿がマックスウェル・ファイフ卿に対して陪審の提言を無視するよう促したと主張している。

を考慮した限り、残念ながら私はベントレイについて情状酌量可能な事情を発見できなかったといわざるを得ない。ベントレイは私がこれまで見た中で最も危険なタイプのメリケンサックと鋭利なナイフによって武装しており、しかも逮捕時にクレイグに対して発砲するよう命じたのである。」

1953年1月16日、内務省上級職員のフィリップ・アレンは、陪審の恩赦提言に対し、恩赦が実施されるべきであると助言した覚書を書いた。彼の覚書は「判例によって支持されてきたように、主犯が死刑を免れた場合に共犯者に極刑を科すのは適正ではないと思われる主たる理由」に依拠していた。覚書には、ベントレイの精神状態が「精神薄弱の境界例」であることも言及されていた。この覚書はまた、同じくベントレイの死刑執行に反対する助言を行っていた事務次官フランク・ニューサン [1893-1964年] の注釈によっても支持されていた¹⁵⁶。

それにもかかわらずデヴィッド・マックスウェル・ファイフ卿は、自らの意見を述べた覚書によれば「法は曲げられない」という過去の内務大臣によって利用されてきた婉曲表現を用いて死刑執行手続の進行を容認した。彼は覚書に次のように述べている¹⁵⁷：

「これは社会で暴力犯罪の件数が不安視された時期に実行され、警察官の死を引き起こした非常に悪質な謀殺である。暴力犯罪の多くは若者により行われ、私はこの判決の執行により得られるであろう抑止効果に配慮しなくてはならない。もしクレイグが死刑執行可能年齢に達していたのであれば、彼は死刑になっていただろう。その場合、ベントレイの判決の執行を妨げる理由はなかったであろう。年長の青年が18歳未満の者と共犯となることにより、罪に相応な刑罰を免れることができるという印象を与えることは危険である。また、非武装の警察官を保護することも重要である。」

デヴィッド・マックスウェル・ファイフ卿の決定は、抵抗の嵐を呼んだ。200名以上の下院議員が恩赦を求める請願に署名した。議会の実務慣行は死刑執行前の議論を妨げ、執行前に決定を覆すために議題として取り上げようとした（根気強いシドニー・シルヴァーマン議員の）熱心な努力は水泡に帰した¹⁵⁸。市民の抵抗を受け、勅選弁護士レジナルド・パジェット [1908-1990] は審議の開催を拒絶する下院議長に対して、国民の大多数を代弁して次のように述べた：

「我々（訳注：議会）は主権者の集会である。4分の3しか知能がない19歳が、自分自身で実行したわけでもなく、逮捕されてから15分後に実行された謀殺によって処刑される。このようにショッキングで恐ろしいことが起きようとしているのに、沈黙を強い

¹⁵⁶ R v Secretary of State for the Home Department ex parte Bentley [1994] QB 349

¹⁵⁷ R v Secretary of State for the Home Department ex parte Bentley [1994] QB 349

¹⁵⁸ 158 Hansard, 27 January 1953, vol. 510 cc 845-64

られることは可能だろうか。」

「私は、下院議長の助言を求める。なぜなら、私は今日ここにいる下院議員の多数が、私と同じように、このような恐ろしい事態の発生の防止を試みる機会を設けなくてはならないと感じているからである。」

執行前日、内務大臣の変心を促す最後の絶望的試みのために下院議員の代表団がマックスウェル・ファイフ卿と面会している間、反対者たちはホワイトホールでデモ行進を行った。すべての努力は失敗に終わり、ベントレイは 1953 年 1 月 28 日午前 9 時にワンズワース刑務所でアルバート・ピアポイントによって処刑された。

ベントレイの家族は死後も彼のために戦い続けた。ベントレイ事件は 1960 年代以降の死刑問題の議論において特に注目された。1992 年、当時の内務省が道徳的かつ厳密な法解釈上に無実が立証された場合のみ恩赦を与える方針を採っており、ベントレイ事件はこれに当てはまらないという理由で、当時のケネス・クラーク内務大臣 [1940 年-] はベントレイに対して死後恩赦を与えることを拒否した。しかしこの決定は控訴院で覆された¹⁵⁹。

控訴院は、慈悲を行う国王大権は恩赦・条件付き恩赦を含む過誤に対する広範で弾力的な憲法上の保護措置であり、それゆえ既に執行された死刑について本来終身刑に減刑すべきであったと認定することが求められる事案の場合、原則的には条件付き死後恩赦の対象とすることに反対する理由は存在しないと判示した。また控訴院は、内務大臣は事案の状況に適合した恩赦の認定可能性を探る十分な考慮を欠き、ベントレイの刑は減刑されるべきであったという一般の見解を認容して恩赦権を行使することが正当かどうかを再考しなくてはならないと決定した。この決定に基づき 1993 年 7 月 29 日、内務大臣はベントレイの死刑判決ならびに死刑執行に関して恩赦を認めた。

1997 年、刑事事件再審委員会はベントレイ事件を控訴院に付託した。この控訴は彼の姪であるマリア・ベントレイ・ディングウォールが提起した。1998 年 7 月 30 日（首席判事のビンガム卿が裁判長を務めた）控訴院は、ベントレイ事件の公判は当時の法と基準をもってしても長々とした失敗の連続であり、1953 年 1 月に刑事控訴院はベントレイの控訴について判断した際、原裁判を維持するべきではなかったと認定した。控訴院はまた、偏った審理を行ったとしてゴダード卿を厳しく批判し、以下のように結論づけた。

「当法廷を構成する裁判官が、今世紀を代表する刑事裁判官の一人であると広く見做されている事実審裁判官を批判することは実に恐縮である。しかし判断を行う義務を免れることはできない。この事件は、全ての英国市民にとっての生得権である公平な裁判を控訴人に対して拒否する最終弁論であったと我々は判断する。（中略）本判決の当該部分の全理由に基づき、控訴人の有罪はもはや信頼できないと考える。したがって我々は

¹⁵⁹ R v Secretary of State for the Home Department ex parte Bentley [1994] QB 349

控訴を認め、彼の有罪を破棄する。この誤審が起きたこと、そして我々が発見した欠陥が当時認識されなかったことに対して我々は深く持続的に悔やまなくてはならない。」

■ ルース・エリス事件

ベントレイの死刑執行の2年後の1955年、ルース・エリスが嫉妬による発作的な激情に駆られて恋人のデヴィッド・ブレイクリーを殺害した罪で処刑された時に死刑の問題は再提起された¹⁶⁰。

貧しい育ちのエリスは職を得るためにロンドンへ移り、ナイトクラブのホステスの世界に溺れていき、中には上流階級や有名人も含んだ人達と短期間の関係を結ぶ無秩序な生活をおくるようになった。時には売春に及ぶこともあり、エリスは何度か妊娠しその都度違法に墮胎した。彼女は短期間結婚したがうまくはいかず、2人の子どもを出産していた。

1953年、エリスはナイトクラブの支配人となった。当時、彼女はファンから贅沢なプレゼントを贈られ、社交界に多くの友人を持っていた。彼女はレーシング・ドライバーのマイク・ホーソンを通じて3歳年下のブレイクリーと出会った。ブレイクリーは（外見上は）上品なパブリック・スクール出の坊ちゃんであったが、酒癖が悪くわがままで暴力的になることがあった。他の女性と婚約していたにもかかわらず、ブレイクリーはエリスとつきあい始めるとすぐに彼女と同棲を始めた。エリスは4度妊娠したが、ブレイクリーとの将来を心配して墮胎した。

やがてエリスは、元英国空軍パイロットのデズモンド・カッセンと付き合うようになった。しかしブレイクリーとの関係は継続しており、ブレイクリーもエリスも他の人との関係を続けていたため、二人の関係は徐々に暴力的でひどいものになっていった。ブレイクリーはエリスに結婚を申し込み、エリスも同意したが1955年1月、口論の末にブレイクリーが彼女の腹を殴ったことで、再び子どもを流産してしまった。

1955年の復活祭の前の週、エリスは病気で寝込んだ。ブレイクリーは親切で献身的に見えた。カップルは復活祭の週末を共に過ごすことを計画していた。聖金曜日の朝、ブレイクリーは午後8時に戻りエリスと友人と飲みに出る約束をし、同居していたアパートを出た。しかし彼は戻らなかった¹⁶¹。

1955年4月10日、復活祭の日曜日、エリスはカッセンの家からタクシーに乗り、ブレイクリーがいるだろうと疑っていたハムステッドのアパートに向かった。彼女が到着したとき、ブレイクリーの車が走り去ったので、エリスはタクシー料金を支払い、ハムステ

¹⁶⁰ ルース・エリスをミランダ・リチャードソン (Miranda Richardson) が演じ、デヴィッド・ブレイクリーをルパート・エバレット (Rupert Everett) を演じた映画、ダンス・ウィズ・ア・ストレンジャー (Dance with a Stranger, 1985) によってこの事件はドラマ化された。この事件についての書籍は、Blackhall, S., Ruth Ellis, True Crime: Crimes of Passion. (2009, Igloo)、Jakubait, M. And Weller, M. (2005)、Ruth Ellis: My Sister's Secret life (2005, Robinson Publishing)、Laurence M. Van Den Bergh, A. (1990). Ruth Ellis: A Case of Diminished Responsibility? (1990, Penguin)、Hancock, R., Ruth Ellis: The Last Woman to Be Hanged. (Weidenfield & Nicholson, 1985)

¹⁶¹ これは2003年の控訴院の事実認定による。R v Ellis [2003] EWCA Crim. 3556

ッドのサウスヒルパーク地区にあるパブ・マグダラまで 1/4 マイル歩き、駐車されている彼の車を発見した。午後 9 時半、ブレークリーとその友人クライヴ・ガネルがパブから姿を現した。ブレークリーはパブ・マグダラのそばの舗道で待っていたエリスのそばを通り過ぎた。彼は、エリスが「こんばんは、デビッド」と声をかけたのを無視した。

ブレークリーが車の鍵を探している間にエリスはかばんから拳銃を取り出し、5 発発砲した。最初の 1 発は逸れ、彼は逃げ出したがエリスは車に回り込んで追いかけた。2 発目の発砲で彼は舗道に倒れ込んだ。彼女は彼の上に立ちはだかりさらに 3 発発砲した。そのうち 1 発はブレークリーの背から半インチ（約 1.3 センチ）の距離で発射され、彼の皮膚に火薬やけどを残した。1 発は跳弾となってパブに向かっていた女性を負傷させた。

エリスは通りがかった非番の警官に逮捕され、警察署で全ての責任を認める自白を行い、謀殺罪で起訴された。彼女は勅選弁護士オーベリー・メルフォード・スティーヴンソンの弁護を受け、オールド・ベイリーでセシル・ヘイヴァーズ裁判官が主宰する公判に臨んだ。特にエリスが銃撃時に殺意があったことを認め、また弁護士メルフォード・スティーヴンソンが陪審に対して挑発の抗弁を認めるべきであると提案したにもかかわらず、裁判官がこれを拒絶したため、裁判の結果は実質的に案の定の結論であった¹⁶²。彼女は控訴しなかった。

しかしエリスは魅力的な金髪の 28 歳で、2 児の母でもあり、法廷での態度またブレークリーに暴力を受けていたこともあって社会の同情を大いに得た（死刑執行直前に態度を変更するまでは、彼女は減刑をほぼ確実に求めていなかったのだが）¹⁶³。数千人が恩赦を求める請願を叫ぶなど、減刑を求める大きな動きがあった。しかし内務大臣グウィリム・ロイド・ジョージ少佐は、断固とした態度で減刑を拒否した。

1955 年 7 月 13 日、エリスはハロウェイ刑務所でアルバート・ピアポイントにより絞首刑に処せられた。彼女は英国で処刑された最後の女性である。

強い減刑理由があったとはいえエリスの恩赦活動の広がりやむしろ恩赦手続の恣意的な性格を露呈にした。というのも、エリスは若くテレビ映りがよく、当時の上流階級と繋がっていた。対照的に 1954 年 12 月に義理の娘を謀殺した罪により処刑された 54 歳のスタイロウ・クリストフィは、さほどメディアの注目や同情を集めなかった。その理由は可愛らしいエリスとは異なり、彼女は魅惑的ではなかったからである。メディアや社会にとって、ほとんど英語を話せない白髪の祖母よりも金髪のナイトクラブホステスの方がはるかに誘惑的であった。よってクリストフィを助命する努力を行った者はほとんどいなかった¹⁶⁴。

2003 年、刑事事件再審委員会による付託を受けた後に、控訴院はエリスの姉ミュリエル・ジャクバイトによる控訴を棄却した¹⁶⁵。しかし、控訴院判決の第一段落において、この事

¹⁶² R v Ellis [2003] EWCA Crim. 3556, paras 35-36

¹⁶³ 彼女は、死刑囚監房にいる最中に、積極的に減刑を求め事実審の弁護士を解任する決断を行い、そして、離婚訴訟を受任していたヴィクター・ミシュコン（後のミシュコン卿）を選任した（Hancock, R., Ruth Ellis: The Last Woman to Be Hanged, Weidenfeld & Nicholson, 1985, p173）。しかしミシュコンの努力は彼女の助命には遅すぎた。

¹⁶⁴ Hancock, R., Ruth Ellis: The Last Woman to Be Hanged. (Weidenfeld & Nicholson, 1985), p171

¹⁶⁵ R v Ellis [2003] EWCA Crim. 3556, paras 35-36

件が死刑廃止に与えた影響を次のように認定した。

「当時、本件は社会の注目を集め、大臣が下した減刑の拒絶決定には多くの者が反対した。死刑制度の適用に対する激しい論争の中、彼女の死刑執行は死刑に対する態度に影響を与えた一つの要素となったのはほぼ間違いない。」

しかし控訴院は、エリスは当時の法に照らして適正に有罪判決を下されたと判示した。¹⁶⁶

「挑発を認定しうるかどうかについての判断において、コモン・ローが暴力行為以外を十分な根拠として認める唯一の状況が、配偶者の不義の発見であるにせよ、あるいはその他の例外的状況によっても満たされ得るにせよ、本件において、復活祭週末の出来事が殺人を引き起こしたという事実よっては、法が認定しうる挑発状況の存在を正当化できないことは明らかである。」

■ 英国における死刑執行停止から死刑廃止へ

イングランド及び英国全体における最後の死刑執行は 1964 年 8 月 13 日であった。ピーター・アンソニー・アレンはリヴァプールのウォルトン刑務所で、またグウィン・オーウェン・エヴァンスは、マンチェスターのストレンジウェイズ刑務所で絞首刑に処せられた。2 人の死刑は 1964 年 4 月 7 日にジョン・アラン・ウエストを殺害した罪によるものであった¹⁶⁷。スコットランドでは、1963 年 8 月 15 日、船員トーマス・ガイアン殺害によりアバディーンのカレイギンチス刑務所で執行されたヘンリー・ジョン・バーネットに対する死刑が最後となった。また、北アイルランドでは 1961 年 12 月 20 日、パール・ギャンブル殺害によりベルファストのクルムリン刑務所で執行されたロバート・マクグラッドリーの死刑が最後となった¹⁶⁸。ウェールズでは、1958 年 5 月 6 日、ウィリアム・ウィリアムズ殺害によりスウォンジーにおけるヴィヴィアン・ティードの処刑が最後となった。

英国における最後の死刑判決は、1973 年アイルランド問題の最中に英国人兵士を謀殺し

¹⁶⁶ 1955 年当時も挑発 (provocation) の法理は存在したが、後に「被虐待配偶者症候群」として知られるようになる症状は認識も配慮もされておらず、また、明らかにブラックレイ事件に当てはまる計画殺人 (premeditated murder) が、合法的な原因により触発されたことも認識されていなかった。法がパラダイム転換には 1990 年代になってからであった (Ahluwalia (1992) 96 Cr App R 133 Thornton (No 2) [1996] 2 Cr App R 108)。しかし、この事件における「挑発の抗弁」の真の困難さは、控訴院が 76-78 節で指摘したように、行為がブラックレイの振る舞いによって触発されたという要件に照らして、十分な「引き金」があったという現実の証拠がないという点にあった。

¹⁶⁷ 複数の人間が同一の謀殺について異なる刑務所で執行されたという事実は、同時執行の実務を終了させるべきであるという 1953 年の王立委員会の提言および同提言を法制化した 1957 年殺人法 12 条の規定に従ったものであった。

¹⁶⁸ ロバート・マクグラッドリーがパール・ギャンブルを殺害した理由は、彼女が村の舞踏会で彼の誘いを断ったことによるものであったようだ。このことは、皮肉にもマクグラッドリーの犯罪は 1957 年殺人法が北アイルランドにも適用されていたならば、彼は死刑謀殺にはなっていなかったということの意味する。しかし 1957 年殺人法は、軍法会議に關係するものを除けば北アイルランドには適用されなかった (17 条 3 項)。この点は代理人による減刑獲得のための試みにおいておおいに強調されたが、殺人の残忍性とマクグラッドリー自身の悪評によって、彼の絞首刑は確実なものとなった。See Glen P., *Cold Blooded Murder* (John Blake Publishing, 2010). However, this case demonstrates again the arbitrary nature of the Homicide Act 1957.

た当時 19 歳のリアム・ホールデンに対するものであった。同年、ホールデンに対する死刑は終身刑に減刑された。そして 2012 年、北アイルランド控訴院は、提示された新証拠によれば彼は不法な尋問を受けていた可能性があるという理由により彼に対する有罪判決を破棄した¹⁶⁹。

1964 年 10 月 13 日の総選挙における労働党の勝利は、廃止主義者が待ちに待ったチャンスを与えた。ハロルド・ウィルソン次期首相は生来の廃止主義者で、廃止主義者の主張を通すことを決意していた。

1964 年謀殺（死刑廃止）法案には行政府の支持があったものの、シドニー・シルヴァーマン議員により、議員立法法案として議会で提出された¹⁷⁰。1964 年 12 月 21 日、法案の第二読会においてシドニー・シルヴァーマンは、いろいろな観点から見て死刑はすでに 1957 年殺人法によって廃止されており、議会で判断すべき論点は 1957 年殺人法で例外的に保持された限定的な死刑を維持するかどうかであると主張した¹⁷¹。

「この法案は死刑廃止法案と題されている。しかしこの法案のタイトルは法案によって提示されている法改正の範囲を実質的に越えている。議会に対する本意見陳述の最初にこのことを述べておいたほうがよいだろう。私はこの場所で、議会在謀殺罪の死刑について廃止・存置のあらゆる長所や短所を審議しないことを提案する。この長く、不愉快で、時に陰気で、時に熱狂的な闘争は、1957 年殺人法によってすでに決着がついているのである。」

「こんにち、我々が問われているのは謀殺罪に対する死刑を廃止すべきかまたは存置すべきか、ということではない。この問題はすでに結論が出ている。現在議題に挙げられている論点、すなわち議会在決断すべき唯一の論点は、謀殺罪における死刑を廃止または存置することではなく、1957 年殺人法によって規定された死刑廃止の例外規定を廃止または存置することである。そして、例外規定について良く言う人はほとんどいないので、議会在提起されたこの論点に対する回答は難しくないに違いない。」

次にシルヴァーマンは、世論は死刑存置に賛成しているように見える、また議会在公衆に

¹⁶⁹ R v. Holden [2012] NICA 26

¹⁷⁰ 議会在における法案の審議の歴史は以下の通りである（角括弧内の番号はそれぞれ、下院・上院の本会議録（Hansard）の巻数である）。House of Commons: first reading - 4 December 1964, [703] Cols 927-8; second reading - 21 December 1964, [704] cols 870-1010; committee stage - 18 March 1965, [708] cols 1486-616 and 1737; 24 March 1965, [709] cols 487-536; 31 March 1965, [709] cols 1571-1620; 7 April 1965, [710] cols 405-54; 14 April 1965, [710] cols 1325-72; 28 April 1965, [711] cols 373-418; 5 May 1965, [711] cols 1279-326; 12 May 1965, [712] cols 459-78; 19 May 1965, [712] cols 1371-422; 26 May 1965, [713] cols 529-78; petitions - 15 June 1965, [714] cols 213-4; Cons - 25 June 1965, [714] cols 2113-209; report stage - 13 July 1965, [716] cols 358-407; third reading - 13 July 1965, [716] cols 407-66; Lords' amendments considered - 28 October 1965, [718] cols 365-99; Royal Assent - 8 November 1965, [718] cols 1373. House of Lords: first reading - 14 July 1965, [268] cols 453; second reading - 19 July 1965, [268] cols 456-76 and cols 480-582; 20 July 1965, [268] cols 590-714; committee stage - 27 July 1965, [268] cols 1170-83 and cols 1191-272; report stage - 5 August 1965, [269] cols 405-25; third reading - 26 October 1965, [269] cols 529-48 & cols 550-57; return to Commons with agreed amendments - 2 November 1965, [269] col 735; Royal Assent - 8 November 1965, [269] col 872.

¹⁷¹ Hansard, HC Deb 21 December 1964 vol. 704 cc870-1010

主張されている意見に従うべきであるという反論に対して、上品かつ雄弁に次のように答えた。

「私見では（国会議員とは）議会民主主義における議会の責任を引き受ける職務であり、議会を構成する議員達が政策の正否を判断する職務である。とりわけ、自身が党院内総務や政府への忠誠ではなく、自分自身の判断と良心にしたがっている場合……」

「私の見解では『世論』だとかなり誤解されているものに対して過剰に過敏になっている者たちに対し、少々厚かましいかもしれないが、中傷する意図なくこう言いたい。もし不正に殺される人がいることを認識しており、その人の運命を決定する責任を自ら負っている場合、殺害を望む社会的圧力が存在したら我々の義務とは何か想像してほしい。責任ある立法者としてまた政府の一員として、明日の朝には意見を変えるかもしれない大衆の直近の圧力に屈して、殺害すべきではないと思う人間を殺害することは正しいのだろうか。大衆の意見に従うことは 2000 年前にポンティウス・ピラトがおかした過ちを繰り返すことである。」

「議会は自ら決定に責任をとらなくてはならない。この責任を果たす上で、我々国会議員は、我々を選出した者たちに対して責任を負っており、我々が議会で行ったことを彼らに対して説明する責任を負うことを強く意識しなくてはならない。我々はこのことを覚悟しているが同時に不安にも思っている。だからといって票や議席を失うという理由により、不正だと確信していることを実行すべく、我々の判断やましてや自分の良心を曲げなくてはならないということはない。したがって、当時の政府が謀殺罪の死刑を条件付き諸規定以外原則廃止した決断は完全に正しかった。」

法案審議は、良い論点（と悪い論点）を伴いながら広範に及んだ。議論の範囲を把握するためには、国会の議事録すべてを読まなくてはならない。抑止論、1957 年殺人法の例外規定、上記の死刑執行事例はすべて討議されたが、審議の過程で新しい世代の議員たちのもつ死刑に対する基本的な道徳的嫌悪感が声を上げた。ランコーン選出の保守党マーク・カーライル議員 [1929-2005] は、議員としての初演説において下記の議論を中心に掲げた¹⁷²。

「私は、人命の神聖さに対する確信に基づいて法案を支持する。なぜならば、私は人命を奪うことは不正であると確信しており、人命が政府によって奪われたか、個人によって奪われたに関係なく、人命剥奪は一樣に不正であると確信している。人命剥奪が不正であるという大前提に従えば、社会全員を代表して行動する政府は、社会の安全・防衛のために必要であると証明された場合にものみ、同じ社会の構成員に対して死刑を科す

¹⁷² Hansard, HC Deb 21st December 1964 vol. 704 col 908

ことができる」と私は確信している。」

「私は、刑法執行上、復讐が適正な動機になるとは考えていない。またどんな方法であれ、謀殺によって起訴され有罪判決を下された者の命を奪うことによって被害者遺族の悲しみや怒り、被害者遺族のための悲しみや怒りが減じられるとは考えないし、減じるべきだとも考えない。」

最終的に法案は通過し、1965年謀殺（死刑廃止）法は1965年11月9日に施行された¹⁷³。イングランド、スコットランド、ウェールズにおける死刑制度は5年間停止され、当時死刑判決を受けていた16名の死刑囚に対しては減刑が行われた¹⁷⁴。1965年法の長い正式名称は以下の通りである。

「グレートブリテンにおいて謀殺罪によって有罪判決を受けた者、ならびに謀殺罪または対応する犯罪によって軍法会議で有罪判決を受けた者に対する死刑を廃止し、それに関連して上記犯罪で有罪判決を受けた者に対する刑罰規定を新たに創設する法律」

同法第1条1項（後の改正を含む）は以下のように規定している：

「すべての人は謀殺によって死刑に処せられてはならず、謀殺罪で有罪となった者は…終身刑に処せられる。」

1965年法は死刑制度を必要的終身刑に置き換えた。1条3項は次のように規定している。死刑謀殺罪に関するあらゆる訴訟手続ならびにそれに続く公判の目的のため、死刑謀殺罪の告発、答弁、有罪評決は、通常の謀殺罪の告発、答弁、有罪評決として取り扱われ、また取り扱われてきたものとする。また、法律施行時に謀殺罪により死刑判決が下されていた場合、その判決は終身刑の効果を持つものとする。

議会の審議過程において、保守党のブルック卿 [1903-1984] は、法案に「サンセット条項」を追加する効果を与える改正案を上程した¹⁷⁵。ブルック卿は1964年、ヘンリ・ブルック下院議員として最後の死刑執行を許可した内務大臣であった。この条項は、議会が追加的な決議を行わない場合、1970年7月31日に当該法律が効力を失うことを規定したものであった。したがって、決議が行われない場合1957年殺人法に規定された謀殺に対する死刑が復活することになる。幸運にもブルック卿の絞首刑存置の試みは失敗に終わった。多くの者にとっては一度執行を停止した後には再開することは考えられないことであった。「瀬戸

¹⁷³ 1965 c. 71. この法律は軍法会議を除いて北アイルランドには適用されなかった（3条3項）。北アイルランドにおける謀殺罪に対する死刑廃止は、1973年北アイルランド（緊急措置法）法第1条1項による。

¹⁷⁴ <http://www.capitalpunishmentuk.org/abolish.html>

¹⁷⁵ Hansard, HC Debs, 16 December 1969, col 1149.

際の絞首刑：英国における死刑廃止の歴史」¹⁷⁶の序文にあるように、1967年に1965年法の失効が近づいたとき、当時の内相カーディフのキャラハン卿は以下のように説明した。

「私はこの問題について注意深く熟慮した結果、5年の停止期間の終了後、以前の不満足な法と法実務に戻ってしまう確実性、絞首刑の案件が目前に提出された場合に、自分が（大臣としての）責任を果たすことは不可能ではないにしても極めて難しいとの認識に至った。私はハロルド・ウィルソンと話をし¹⁷⁷、彼は5年の期限切れを待つことなく、絞首刑を即時廃止するために必要な支持について、意見や動向を調査するよう私を促した。私は前進させる余地があると判断した。振り返ってみると、保守党¹⁷⁸や自由党¹⁷⁹の首脳陣がともに即時廃止を支持する可能性があると知り決断に至ったのだと思う。」

1969年12月16日、審議開始に先立ち1965年法の恒久化を希望する者を代表して、ジェームズ・キャラハン内務大臣は、1957年殺人法の例外規定を主張の中核とした。¹⁸⁰

「殺人法は、4年の熟慮を経て王立委員会が謀殺罪を絞首刑と終身刑に分類することは機能しないと結論づけたことを試みるものであった。殺人法の試みは、窃盗の過程における謀殺、銃器または爆発による謀殺、逮捕に対する抵抗、拘禁からの逃亡、職務執行中の警察官・刑務官、または彼らの補助者の謀殺について死刑を存置した。」

「下院で決定された謀殺罪を分類する例外規定が、成功を強く望まれたの試みであったことはあまりによく知られているので、午後の審議であまり長々と話すのは控える。ただ、多くの者にとって最も計画的で冷酷な毒殺による謀殺罪について、死刑が維持されなかったことに言及しておく。また我々すべてを恐怖と反感で満たし、熱狂的な社会不安を喚起する殺人である児童謀殺についても、死刑は維持されなかった。殺人法は死刑謀殺と死刑にならない謀殺を、武器の選択、そして犯罪者の他の非合法的行為と起訴されている謀殺行為の関連性という洗練された法的根拠に依拠して区別した。」

「謀殺法の狙いは、社会秩序に特に打撃を与える謀殺に死刑を制限することであった。」

「我々が数週間で学んだ謀殺罪に関する統計報告によれば、殺人法の施行期間中59名に死刑判決が下り、そのうち29名に死刑が執行され、30名が減刑された。また1962年、1963年、1964年の死刑執行は年間2名に減った。ちなみに、死刑がいまだに法制度の一部であるにもかかわらず、1957年殺人法制定以降、近年になってかつてのように適用

¹⁷⁶ Block B., Hostettler J., Waterside Press, 1997, p viii.

¹⁷⁷ 1916 - 1995. Prime Minister 1964 - 1970 and 1974 - 1976.

¹⁷⁸ Edward Heath MP (1916 - 2005), Prime Minister, 1970 - 1974.

¹⁷⁹ Jeremy Thorpe MP (1929 - 2014), MP for North Devon, 1959 - 1979.

¹⁸⁰ Hansard, 16 December 1969, cols 1149 - 1151

されなくなってきたという状況は、死刑の抑止効果を信じる者でさえも確かに異様だと評価しなくてはならないと私は指摘したい。法秩序が年間2名の犯罪者の処刑に頼っていることは抑止力の信頼性を欠く。私の殺法に対する意見はこの法に関わったほとんど全ての人によって共有されている。」

最後にキャラハン内相は、堂々と道徳に訴えてこの演説を終えた¹⁸¹。

「最後に私の意見は以下の通りである。我々が議論しているのは、謀殺罪に対する刑罰として市民を殺害する国家の権利についてである。それは、私人に対しては当然認められない恐るべき権力である。もし国家にこの権力が与えようとするのであれば、その全体的かつ重い立証責任は、これを刑罰として取り戻そうとする者が負うべきだろう。かつての内務大臣テンプルウッド卿が、死刑は共同体全体の道徳的基準を引き下げたと述べたことについて完全に同意する。これは私の確信でもある。社会がこの刑罰を実行したら、謀殺犯本人と同じ基準で行動していることになる。」

適正な決議案は滞りなく上下両院を通過し、1965年法は恒常的な法とされた。また、1965年法が廃止されない限り、イングランド、スコットランド、ウェールズにおいて謀殺罪の死刑は廃止された¹⁸²。1965年法第3条2項と付則により、1957年殺人法における死刑を定めた規定と、その他の死刑に関連する条文を廃止した。

1965年法は、1957年殺人法が規定した死刑謀殺罪に対する死刑を廃止したのみであり、大逆罪、海賊罪、海軍施設放火罪、軍法による死刑は残された。1971年に刑事毀棄法により海軍施設放火罪に対する死刑が廃止された。

死刑が完全に廃止されたのは1998年であり、1998年犯罪及び秩序違反法第36条¹⁸³と1998年人権法の第21条6項¹⁸⁴の法制化によるものであった。これらの条項は、主に英国が死刑を禁止した国際条約を批准するために法制化されたのである。これらの点については次節で論じる。

■ その後の死刑再開に向けた動き

死刑廃止以降、1970年代特に1980年代、(一般的に)絞首刑賛成派の保守党¹⁸⁵が政権に返り咲き、マーガレット・サッチャーの下で右傾化した時期に議会では死刑を再導入するいくつかの試みがあり、議会外でも特にテロ事件や悪質な殺人事件の後には常に絞首刑の再導入を望む声があった。

¹⁸¹ Hansard, 16 December 1969, cols 1168 - 1169

¹⁸² 1969年12月16日(下院)、1969年12月16日(上院)

¹⁸³ 反逆罪および海賊罪

¹⁸⁴ 軍法違反

¹⁸⁵ 多くの保守党下院議員が死刑に反対していたにもかかわらず、党大会では再導入の要求が多数を占め、マーガレット・サッチャー首相も常に死刑再開に投票していた。

1965年から1994年までの期間中、13回に及び死刑再導入のための動きがあった¹⁸⁶。死刑再導入を目指す最後の投票は1994年2月21日、下院に提出されていた刑事司法及び公共の秩序法案の修正過程で行われた。下院は提案を403対159により否決した。警察官の謀殺に対する死刑については下院は383対186で否決した。保守党の議員たちは反対122対賛成148と分裂していたが（死刑に関する投票では典型的パターンである）、労働党と自由民主党の議員たちは団結して反対した。

注目すべきことは、この期間中、議会が死刑再導入を議論する都度、多数の再導入反対派が増加していったことである。英国の司法制度でおきた誤判が1980年代から90年代にかけて明らかになったことが、それまで死刑再導入を支持していた者達の態度変化に繋がったことは間違いない。たとえば、1994年の審議中マイケル・ハワード内相は、以前は絞首刑復活に賛成だったが¹⁸⁷それまで絶対確実だと考えていた制度が間違いを犯す可能性があることを認識するようになったため、考えを変えたと述べた。

この点は、カーディフの店員を殺害した罪により1952年に処刑されたソマリア人、マフムード・マッタン¹⁸⁸に対する有罪判決を覆した1998年の控訴院判決によくあらわれている。別の容疑者が犯罪を実行したことを強く根拠づけ、同時にマッタンの無実を方向づける、当時の警察によって隠されてきた新証拠が、刑事事件再審委員会によって明らかになったのである。有罪判決を棄却する中で、ローズ判事は以下のように判示した¹⁸⁹：

「1952年、マフムード・マッタン氏が有罪となり絞首刑に処せられたこと、そして有罪判決を覆すのに46年もかかったことは、もちろん大変遺憾なことである。裁判所は、この決定が生存している彼の親族に対して小さな慰めとなることを希望するのみである。この事件は、明らかに人によるものであるがゆえに間違いを犯しうる刑事司法において、おそらく死刑は賢明な最高刑ではないということを証明する大きな重要性がある。」¹⁹⁰

¹⁸⁶ Hansard, 21 February 1994, col 39

¹⁸⁷ Hansard, 21 February 1994, col 40

¹⁸⁸ Hansard, 21 February 1994, col 45

¹⁸⁹ R v Mattan [1998] EWCA Crim 676

¹⁹⁰ リジー・シールは“Capital Punishment in Twentieth Century Britain: Audience, Justice, Memory”（Routledge, 2015, p21）においてこの悲劇的事件について、エリス事件と比較しながら鋭く論じている。「人種と民族の問題は、若者と女性の問題とおなじような文化的反応を引き起こさない。死刑に対する文化的葛藤が高まった1950年代においてすら、英国市民以外の死刑執行であるマッタン事件は反響を呼ぶ事件ではなく、心情の共同体は低い文化的関心しか持っていなかった。」

■ 死刑に関する英国の国際法上の義務への影響

死刑を支持するごく少数の議員ですら、もはや英国で死刑を復活させるチャンスはないと認めている。欧州連合や欧州評議会への加盟によって英国に対する国際法上の義務が課せられたことがその根拠の一部となっているため、このことは重要である。英国は死刑を再導入するためには、これらの体制からの離脱とヨーロッパ人権条約の破棄が求められる。保守党の一部にとってはこれらの施策は人気があるものの、これらの施策は、法令集に死刑再開を書き込むための政治的コストとは見做されていない。

欧州連合は死刑制度に妥協の余地のない反対をしており、加盟を希望する国家に対し前提として死刑の完全廃止を要求しているため、英国が欧州連合にとどまる以上死刑の再開は不可能である。欧州連合は死刑廃止を実現するために、外交的駆引きや協調などあらゆる手段を駆使している。死刑廃止において、欧州連合は主要な制度的主体であると同時に、世界中の市民による社会組織の活動に従事する者を主導している。また、欧州連合基本権憲章第2条は¹⁹¹、何人も死刑の宣告または執行されないものとする規定している。

英国が加盟している国際的枠組みの中で、死刑再開阻止機能を果たすもっとも包括的なものは、欧州人権条約第十三議定書である。第十三議定書は、一般犯罪における死刑を完全廃止するよう英国に義務づけた1998年の第六議定書の後継となった議定書である。実際には英国政府は第六議定書の要求よりもさらに進んで、軍法違反に対する死刑も廃止した。

ヨーロッパ人権条約第二条は厳密に言えば死刑を保持している。しかし、第六議定書は平和時における死刑¹⁹²の全面廃止を加盟国に義務づけた。英国は1999年に第六議定書を批准し、1998年人権法の付則1に条約上の権利を規定した。これに引き続き、欧州評議会の議員会議は、死刑廃止を法制化し、第六議定書を署名・批准するまでの期間中に死刑の即時執行停止を約束することを欧州評議会への加盟を希望する国家に義務づけた。また議員会議は、欧州評議会加入に際して引き受けた約束を守らない国、もしくは守れない恐れがある国に対して圧力をかけた。より一般的には、1994年議員会議は、第六議定書につき署名・批准していない全ての加盟諸国に署名・批准を求める手続をとった¹⁹³。

この死刑廃止に向けた基本方針は、1997年10月にストラスブルで開催された第2回欧州評議会首脳会議においても確認された。会議の最終宣言において各国首脳は、「死刑の一般的廃止と、実施までの期間における死刑の執行停止の維持」を要求した。欧州評議会閣僚委員会は、「死刑再開に反対する議員会議の強い確信、ならびに力の及ぶ限り死刑の執行停止を実現するという方針」に同意すると表明した。閣僚委員会はさらに「死刑のない欧

¹⁹¹ 2000/C 364/01

¹⁹² 第六議定書1条は、「死刑は廃すべきである。何人も、死刑宣告を受け、もしくは執行されるべきではない」と規定している。しかし、同議定書2条は「国家は戦時中もしくは戦争切迫時の行為について死刑を法定することができる」と規定している。

¹⁹³ 死刑廃止に関する第1044決議（1994年）

州を目指して」と題した宣言文を採択した。

この期間中、多くの取り組みにおいて関連する重要な進展があった。1998年6月、欧州連合が死刑に対する全面的反対を規定した「第三国に対するEUの死刑政策方針」を採択したことである。また1989年、国連の枠組の中で、死刑廃止を目的とした自由権規約第二選択議定書が採択された。また、長年にわたって国連人権委員会は、死刑の全面廃止を目指して執行停止を要求する議決を採択してきた。また国際刑事裁判所やルワンダ・旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷には、死刑判決を下す権限が与えられなかった。

欧州評議会における戦時・戦争切迫時の犯罪に対する死刑廃止についても、上述の死刑廃止の進展を考慮して取り扱わなくてはならない。この論点は、閣僚委員会に対して戦時の死刑廃止を規定した追加議定書の策定を提案した議員会議提言1246（1994年）において最初に問題提起された。

欧州評議会人権運営委員会は、多数の賛成によりこの追加議定書の策定に賛成したが、当時の閣僚委員会は政治的な意図から死刑の完全廃止によって基盤強化された死刑執行停止（モラトリアム）の実現・維持を優先した。2000年、欧州人権条約50周年に際してローマで開催された欧州人権閣僚会議において、戦時の死刑廃止への明確な賛同が宣言されたことでさらなる重要な進展がみられた。この会議で採択された第二議決書において、死刑存置国もしくは第六議定書の未批准国は、同議定書の遅滞のない批准と、期間中の即座の死刑執行停止を要求された。同会議は、「戦時・戦争切迫時の犯罪につき、死刑を存置する可能性を排除した条約の追加議定書について審議する」ための閣僚委員会を招集することを上記議決によって決議した¹⁹⁴。同会議は死刑廃止を促すために、このような行為に対する死刑を維持している加盟国を招待した。

2000年12月に開催された第733回閣僚代理会合において、スウェーデン政府は欧州人権条約の追加議定書についての提案を行った。提出された議定書は、平時だけでなく戦時の死刑廃止を提案した。2002年2月21日、閣僚委員会は784回閣僚代理会合において、この議定書の条文を採択し、2002年5月3日ヴィリニウスで、欧州評議会の署名を可能にした。

欧州人権条約第十三議定書は、加盟国に対し戦時における死刑廃止を義務づけている。同議定書第1条は「死刑は廃止される。何人たりとも死刑判決を下されず死刑を執行されない」と規定しており、第2条はヨーロッパ人権条約第15条に基づき特例は認められないと規定している。現在、アルメニアとポーランドを除く欧州評議会加盟国すべてが第十三議定書に署名している。

死刑について規定した第十三議定書の施行がヨーロッパ人権条約加盟諸国内に与えた影響は重大であった。2003年、欧州人権裁判所は *Öcalan v Turkey* (37 EHRR 10) 事件判決第198段落において、死刑に関する1990年代の国家慣行の確立に照らしてみると、平時の死刑を許容する条約2条1項第2文については、条約加盟諸国の慣行を通じて修正合意がなされたという解釈を排除できないと判示した。また同裁判所は、最終的な結論こそ下さな

¹⁹⁴ 第二議決書14段落

かったものの、死刑の実施は非人道的な又は品位を傷つける取扱いを禁止した条約 3 条に違反するとみなすことも可能だと主張したが決定的判断はくさなかつた。しかしながら同裁判所は、2010 年の *Al-Saadoon and Mufdhi v United Kingdom* 事件判決（申請番号 61498/08）の第 120 段落において状況は進歩したと結論づけた。

現在、2 カ国を除く全ての加盟国が第十三議定書に署名しており、署名した加盟国のうち 3 カ国を除く全ての国が同議定書を批准している。これらの数字と執行停止を遵守する国家慣行とを考え合わせた場合、同裁判所は、条約 2 条 1 項第 2 文は、あらゆる状況下における死刑を禁止するよう修正されたことが強く示唆されると判示した。このような背景を念頭に同裁判所は、2 条 1 項第 2 文の条文が、3 条の「非人道的な又は品位を傷つける取扱い」が死刑を含むと解釈することの妨げとなるものとして機能し続けているとはみなさなかつた。

英国における第六議定書の批准とそれに続いた第十三議定書の批准は、2 つの重要な帰結を生んだ。英国は第一に批准により全ての犯罪に対する死刑の廃止を義務づけられることになった。第二に批准により英国は、その統制下にある者たちを犯罪者引渡しまたは強制送還¹⁹⁵によって死刑判決また死刑執行の危険に晒してはならないという国際法上の責務を追うことになった。2004 年、1998 年人権法における条約上の権利の 1 つとして、第六議定書 1 条は第十三議定書 1 条に置き換えられた¹⁹⁶。

したがって、被告人に死刑判決が宣告される現実的な危険性が存在する場合、判決が執行される見込みがあるかどうかにかかわらず英国からの犯罪者引渡しは禁止されることになった。これは、死刑判決及び執行を禁止した第十三議定書 1 条が根拠となる。

しかし、この条約上の禁止と 2003 年身柄引渡法 94 条の以下の諸規定は緊張関係にある：

「94 条 1 項：内務大臣は、カテゴリー 2 に属する犯罪により、死刑判決が下される可能性もしくは見込みがある場合または死刑判決がすでに下されている場合、この範疇に属する者の引き渡しを命令してはならない。

94 条 2 項：もし、内務大臣が書面によって (a) 死刑判決が下されない、または (b) 死刑判決が下されたとしても執行されないと適切に判断するだけの保証を得た場合、上記 94 条 1 項は適用されない。」

第十三議定書 1 条が、判決が執行されるかどうかにかかわらず全ての人に対する死刑の宣告を禁止していることを考慮すると、国务大臣が死刑判決を受けたが執行されないうらうという保証を得た場合、94 条と第十三議定書 1 条との間で整合的な基準を得るのは困難である。2014 年の *Government of Ghana v Gambrah* (1 WLR 4464) 事件では、被告人がガ

¹⁹⁵ *Soering v United Kingdom* (1989) 11 EHRR 439 判決は、死刑犯罪者の本国送還自体は禁止しないものの、死刑執行が死刑囚としての長期拘禁を伴う場合、拘禁期間中に経験する苦痛を理由に、第 3 条によって送還は禁じられていると判示した。

¹⁹⁶ 1998 年人権法変更命令 (2004 年) (SI 2004/1574)

一ナに移送された場合、必要的死刑の宣告に直面するというにケースにおいて、ガーナ政府は死刑を執行しないことを保証していた。英国高等法院は死刑執行の見込みがないことを前提に、ヨーロッパ人権条約 2 条・3 条ならびに第十三議定書 1 条の義務に基づいて判断すべきとした。英国政府が判断すべき点は、単に死刑判決が下されるかではなく執行されるか否かであり、執行の現実的危険性がない被告人を引き渡した場合には英国政府はこれらの条文上の義務に反していないという解釈であった。結果として英国高等法院は、引き渡し申請国が死刑を執行しないという受容可能な保証をした場合には、死刑判決のみは引き渡しの障壁とはならないということを決した¹⁹⁷。

それゆえ、犯罪者引き渡しをヨーロッパ人権条約 3 条、第十三議定書 1 条と整合させるために、内務大臣は申請国が死刑を執行しないことを明記した保証書を受理しなくてはならない¹⁹⁸。このような保証の実効性は批判的に精査されるべきであり¹⁹⁹、理想的には保証の実効性を裏付ける申請国の国内法上の証拠が存在すべきである²⁰⁰。死刑を含む²⁰¹引き渡しに関して、英国の裁判所は申請国による保証の実効性を審査する管轄権を持っている²⁰²。国務大臣は、約束が被告人の適切な保護を提供することが明確な場合にのみ身柄引渡法 94 条 2 項による申請を受理すべきである²⁰³。

■ 英国の死刑適用が海外にもたらした影響

旧大英帝国植民地の法に謀殺罪に対する必要的死刑制度を移植したのは英国であり、その運用はたまたまウエストミンスター国会において議論の対象となっていた²⁰⁴。

旧植民地の多くは 1960 年代に独立を達成し、ほとんど例外なく死刑を存置した。また、これらの諸国は死刑制度に重要な影響を及ぼす成文憲法を採択した²⁰⁵。これらの法域の多くにおける終審裁判所は枢密院司法委員会であったし、今もなお複数の旧植民地の終審裁判所である。

1992 年、Simons Muirhead & Burton 法律事務所は、カリブ諸国の死刑制度を攻撃するた

¹⁹⁷ 著者は Gambrah 事件の主任弁護士であった。

¹⁹⁸ R (St John) v Governor of Brixton Prison [2002] QB 613; Minister of Justice v Burns [2001] SCC 7.

¹⁹⁹ See House of Commons and House of Lords Joint Committee on Human Rights, 20th Report, 26 July 2002, para 28.

²⁰⁰ R v Secretary of State for the Home Department ex p Launder (No 2) [1998] QB 994

²⁰¹ R (St John) v Governor of Brixton Prison [2002] QB 613, para 64 (原文注 202)

²⁰² Ahmad and Aswat v Government of the United States of America [2006] EWHC 2927 (Admin) (依頼人をグアンタナモ基地に移送しない決定をした) (原文注 201)

²⁰³ アメリカでは、連邦政府を代表して司法省によって約束が行われた。しかし、多くの死刑は地元の検察官 (district attorney) の申請に基づいて個々の州によって執行される。過去には連邦政府が州に対して執行しないよう要請したにもかかわらず、不注意によって死刑が執行されたケースがあった。see Paraguay v United States (the Breard case), 9 April 1998 (ICJ); Koh, "Paying Decent Respect" to World Opinion on the Death Penalty' 35(5) UC Davis Law Review, 1085-1131; Rieter, 'Interim measures by the World Court to suspend the execution of an individual: the Breard case' NQHR 1998, 16(4), 475-494; Germany v United States of America [1999] ICJ Rep 9 (ICJ); Feria Tinta, 'Due process and the right to life in the context of the Vienna Convention on Consular Relations: arguing the LaGrand case' (2001) 12 EJIL 363.

²⁰⁴ Hansard, HC Deb 5 March 1947 vol. 434 cc483-91.

²⁰⁵ Knowles J. B., in Hodgkinson and Schabas, Capital Punishment: Strategies for Abolition (Cambridge University Press, 2004), Chapter 13.

めの協調戦略が必要であると判断した。同地域における死刑執行は稀にはなっていたものの、その脅威は現存しており、死刑囚が執行されそうになった機会は多々存在した。パウエイス・ジャバー氏が加わる直前に、枢密院の死刑事件を担当する常勤の弁護士としてソール・レアフロインド氏が事務所に加入した。二人は、同地域における死刑制度の利用を可能な限り妨害するという一つの目標に向けたチームの結成とその調整に着手した²⁰⁶。彼らの仕事は素晴らしい成果を出した²⁰⁷。この協調訴訟戦略²⁰⁸の結果、カリブ諸国における死刑制度には多くの制約が課せられるようになった。これらの制約は、(ア)死刑執行が大幅に遅延した場合、死刑を違法とできること²⁰⁹、(イ)国際組織の訴訟手続による決定の前に死刑執行できないこと²¹⁰、(ウ)死刑囚に対する執行前の十分な告知の必要性²¹¹、(エ)いくつかの法域において必要的死刑は、量刑判断者から被告人の個別状況を斟酌する権限を剥奪しているため残酷かつ異常な刑罰を禁じた憲法の条文に反するという判決得たこと²¹²、(オ)そして恩赦手続の間、手続的保護が義務づけられたこと²¹³である。

現在、この地域における死刑は停止されるようになった²¹⁴。1999年6月、トリニダードが数日間に9名の死刑を執行する²¹⁵など、1990年代に吹き荒れた執行の嵐の後は、2000年1月にバハマで1名が執行され²¹⁶、2008年にセント・キッツ島で1名が執行された²¹⁷が、それ以降この地域で死刑は執行されていない。

独立を求めず、植民地にとどまった地域または英国海外領土と呼ばれるようになった地域²¹⁸では、一般的に法の一部として死刑が維持されていた。現在、これらの地域における死刑は全て廃止されたが、困難なく達成されたことではなかった。これらの地域は多かれ少なかれ固有の立法権を保持しているものの、英国政府の海外領土に対する良き統治の責任は、死刑制度が最近まで合法であった地域における全ての明文規定上の廃止へ向けた政策（または廃止の強制）へと向かわせた。

²⁰⁶ 2006年、The Death Penalty Project Limited (DPP)は、慈善団体The Death Penalty Charitable Trustを発足した。慈善団体としての資格は、多様な基金からの助成金の申請を可能にした。現在、英国外務・連邦省、国連拷問被害者のための自発的基金 (UN Voluntary Fund for Victims of Torture)、その他の多数の基金による助成を受けている。また、DPPに対して事務所やその他の管理費用の多くを提供するサイモン・ミュールヘッド&パートン法律事務所による継続的支援は重要である。また、近年、DPPはアフリカ、極東アジアなどの地域に拡大している。

²⁰⁷ この弁護団の中では、勅選弁護士エドワード・フィッツジェラルドを特に強調しなくてはならない。彼は憲法上の主張の大部分を担当し、その結果、バリスタの職業史上最多の命を救うことに貢献した。

²⁰⁸ 当時、これらの法域における終審裁判所であった。以降、いくつかの国は枢密院の司法管轄を放棄し、終審裁判所はカリブ司法裁判所となっている。

²⁰⁹ Pratt and Morgan v. Attorney General of Jamaica [1994] 2 AC 1, not following Abbott v. Attorney-General of Trinidad and Tobago [1979] 1 WLR 1342 and Riley v Attorney-General of Jamaica [1983] 1 AC 719.

²¹⁰ Thomas v Baptiste [2000] AC 1

²¹¹ Guerra v Baptiste [1996] AC 397

²¹² Reyes v The Queen [2002] AC 235 (Belize); Hughes v The Queen [2002] 2 AC 259 (St Lucia); Fox v The Queen [2002] 2 AC 284 (St Christopher and Nevis); Watson v The Queen [2005] 1 AC 472 (Jamaica); Bowe v The Queen [2006] 1 WLR 1623 (The Bahamas)。しかし、Matthew v State of Trinidad and Tobago [2005] 1 AC 433、および Boyce v The Queen [2005] 1 AC 400 (Barbados)において、必要的死刑に対する挑戦は失敗に終わった。その理由は、独立前の法について憲法違反認定から免除するという、これらの国の憲法上の救済条項特有の形式によるものであった。

²¹³ Neville Lewis v Attorney General of Jamaica [2001] 2 AC 50, not following de Freitas v Benny [1976] AC 239 and Reckley v Minister of Public Safety and Immigration (No 2) [1996] 2 AC 527

²¹⁴ February 2015.

²¹⁵ Boodram v Baptiste [1999] AC 1709

²¹⁶ Higgs v Minister of National Security [2000] 2 AC 228

²¹⁷ 2008年12月19日、チャールズ・ラプラスが、上訴権を行使しきることなく絞首刑に処せられた。

²¹⁸ 2002年英国海外領土法

1991年、英国政府はアンギラ、英国領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、タークス・カイコス諸島などのカリブ領域について、謀殺罪に対する死刑を廃止する効果を持つ枢密院令を発令した²¹⁹。

英国政府はバミューダ諸島については、枢密院令を発令することができなかった。なぜなら、バミューダ諸島はほぼ自治領に近い状態にあり、自己統治のためのほぼ全面的な権力を保持していたからである。しかし英国政府はバミューダ諸島に対し、もし近時中に自発的な死刑廃止を実施しないのであれば、英国議会による法律による廃止の強制を検討せざるをえないと警告した。バミューダ政府は、1999年に自ら国内法を導入することによって死刑を廃止した。海外領土における最後の死刑執行、つまり英国の国土における真の最後の死刑は、1977年12月2日複数の謀殺罪により絞首刑に処せられたラリー・タックリンと、アースキン・バロウズに対するものであった。バロウズは当時のバミューダ総督リチャード・シャープルズ卿も殺害したが、バロウズはブラック・ナショナリスト運動のメンバーであった。

マン島、チャネル諸島のガーンジー管区およびジャージー管区は、英国の一部ではないものの自治権を持った王室属領である。

チャネル諸島の最後の死刑判決は1984年であり、このケースは後に減刑された。この地域の最後の死刑執行はジャージー管区の1959年10月9日、ジョン・ペレー謀殺の罪により絞首刑に処せられたフランシス・ハチェットであった。ジャージー管区においては1986年、ガーンジー管区においては2003年に死刑は廃止された。ガーンジー管区最後の死刑執行は1854年であった。サーク島は2004年に死刑を廃止した。

マン島最期の死刑執行は1872年、父親を謀殺した罪で絞首刑に処せられたジョン・キューウィッシュであった。1993年、ティンワルド（訳注：マン島の議会）によって死刑は廃止された。後に全て終身刑に減刑されたものの、1973年から1992年の間に、5名が謀殺罪によって死刑判決を受けた。

英国または保護領全体において最後の死刑判決を受けたのは、1992年ダグラスのマン島未決囚刑事裁判所（Manx Court of General Gaol Delivery）で、契約謀殺罪の罪により死刑判決を受けたアンソニー・ティアであった。1994年彼は再審の結果、終身刑に減刑された。

■ 結語：なぜ死刑廃止はいまなお英国において重要なのか

英国の死刑廃止へ向けた長い道のりは、決して簡単なものではなかった。本稿の冒頭で述べたように、しばしば死刑廃止は単なる1960年代の「寛容な社会」への移行の反映したものにすぎないと解釈される。しかし、世論は変わらず断固として死刑廃止に反対したまま

²¹⁹ 1991年カリブ領死刑廃止令

であり²²⁰、死刑廃止が世論を急激に変化させることはなかった。実際、死刑廃止は1960年代一般の啓蒙主義的感覚の一例（だけ）ではなく、さまざまな誘因、哲学、経験、悲劇の結果実現したのである。

今後議会において、死刑再導入にむけた動きはまったくありそうにない。また、その試みは失敗に終わるだろう。死刑制度に賛成する少数の議員も、死刑が法令全書に再び書き込まれる見込みはないと認めている。保守党の元・内務大臣アン・ウィテコムは、死刑制度賛成派だがりチャード・クラークによる「英国の死刑」(*Capital Punishment in Britain*)の序文で、以下のように述べている。²²¹

「英国に死刑が戻ってくることはないだろう。影の内閣の内務大臣であったとき、私は死刑再導入主張をすることに時間を浪費したりはせず、その代わり可能な改革に集中した。」

原理的に死刑に反対し、世界の死刑廃止に向けて活動する英国政府の長期にわたる政策は確実に存在する。外務連邦省や、The Death Penalty Project、ReprieveなどのNGOによるアウトリーチ事業により活発に推進されているこの原理的な姿勢こそが、英国において現在のみならず、数十年先まで死刑廃止が今なお重要である主な理由である。たとえどのような司法制度であっても死刑を刑罰として許容している以上悲劇的な結果を生むという我々の苦い経験²²²、死刑廃止は犯罪発生率に関して不利な結果を生まないという経験上の証拠、国家による生命剥奪は不正であるという前提の受容とも相まって、今日英国が全世界の死刑廃止に向けた国際的な動きを先導しているということを意味している²²³。

(2011年に改訂されて公表された)英国政府の現在の戦略は、「死刑廃止のための戦略を定めた女王政府文書 2010-2015」²²⁴である。要約によれば、この戦略文書は「英国の死刑廃止政策を提示し、政府目的を推進するための方法論について、外務連邦省の海外事業に指針を与える」としている。

「なぜ死刑が英国にとって重要なのか」という問いに対して戦略文書は以下の理由によると述べている。

「海外における人権や民主主義の確立は英国政府の優先課題である。あらゆる状況に

²²⁰ YouGovによれば、(最期の死刑執行から死刑50周年にあたる)2014年8月、回答者の39-45%が謀殺罪に対する死刑の再開を支持していた。YouGovは、2010年には51%が賛成で37%が反対だったことおよび、1964以降に生まれた者の層と18-39歳の層では支持率が下落傾向にあることを発見した。これは、英国では死刑反対が多数を占める時期に近づいてはいるものの、同時にまだその時期が到来していないことを示唆している。

²²¹ Ian Allen Publishing, 2009.

²²² 死刑制度の支持者で知られるアメリカ連邦最高裁のスカリア判事は、明らかにアメリカの司法制度は完璧であり、無実の者を死刑にしたことがないとの底から信じている。Kansas v. Marsh 548 US 163 (2006)

²²³ 2015年8月5日、インディペンデント紙は、英国外務・連邦省(FCO)による2014年の人権・民主主義報告書が全世界の死刑廃止のための英国政府の長期的・持続的な努力に言及したにもかかわらず、今後死刑への関与が減少していくのではないかとというNGOの憂慮について報道した。しかしFCOは、政府は全世界の死刑廃止に向けて関与を続けること、および他の方向へ向かうことはないかと返答し、従来の方針を再確認した。

²²⁴ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/35448/death-penalty-strategy-oct-11-15.pdf

における死刑に対して、原理的に反対するというのは、長年にわたる英国の政策である。なぜなら我々は、死刑は人間の尊厳を掘り崩すものであり、抑止効果の決定的証拠がなく、死刑の誤判は撤回・回復不可能だと考えるからである。」

「死刑は、英国国民にも影響を与える。死刑判決を下されている英国国民や、死刑宣告の可能性のある刑事裁判を控えている者が数多く存在する。」

「死刑は、死刑存置国への警察・司法・安全保障の支援提供に影響を与える。これらの諸国においては、我々の提供する支援が死刑の原因になるかもしれない場合、我々の提供可能な支援は限定されている。」

「死刑は、犯罪者引き渡しに影響を与える。彼らが死刑に直面する危険がある場合、我々は死刑存置国に犯罪者を引き渡すことはできない。」

政府は死刑廃止国の増加、存置国における適用範囲の制約、EU最低基準の適用の確保等の目標を掲げている。この基準は、「死刑を科しうる犯罪の被疑者・被告人が、手続の全ての段階において適切な法的扶助を受ける権利、そしてそれが適切な場合には、領事代理人とコンタクトをとる権利」を含む国際基準に合致した法律上の手続を経たのちに、独立かつ公平な裁判所による終局判決に従った場合にのみ、死刑は執行可能であるという要求を含んでいる。

このような政府目標を達成するために、外務連邦省は四つの主要手段を保持している。

第一に二国間での取り組みがある。これには高官に対するロビイング、死刑問題を二国間の人権交渉における議題として取りあげることを含む政治交渉、「人権と民主主義プログラム」を通じたプロジェクトへの助成、英国市民の個別事例に対する勧告である。政府の方針は、英国国民に対する死刑を防止するためにあらゆる適切な影響力を行使することである²²⁵。また、英国政府は必要と認める場合または実効性がある場合には第三国の国民についても関与する。

第二に、政府はEUを通じた活動を行っている。「EU死刑タスクフォース」は死刑に関する施策の議論と実行のために年2回の会合を開催するとともに、事実上年間を通じた活動を継続している。また政府は、EUの人権ガイドライン(EU Guidelines on Human Rights)に規定された最低基準を充足しない個別ケースについて死刑存置国に対して勧告している。この諸基準は、最も深刻な犯罪についてのみ死刑を科しうること、少年、妊婦、精神障害者に対して死刑を科さないことを定めている。また、公平な裁判を受ける権利、上訴権、

²²⁵ See R (Sandiford) v. Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs [2014] 1 WLR 2697. この事件において、最高裁は死刑反対にもかかわらず、国外で死刑に直面した英国市民のための弁護費用を支出することを拒否した政府の政策を支持した。

恩赦・減刑を求める権利がなくてはならないと定めている²²⁶。さらに、死刑を制限・減少させるための存置国に対するロビー活動を展開しており、国連のような国際舞台において死刑に関する国連決議を得るための協調行動など、EU加盟諸国間の協力体制をとっている²²⁷。

第三に、政府は国連を通じて死刑制度に関する国連総会決議（隔年）の支援、適切な表現及び個々の決議の継続的確保のため他国と協力して必要なロビー活動を実施している。また政府は、国連の普遍的定期的審査を通じた特定国への勧告を支援すると同時に、プロジェクトへの助成やロビー活動を通じて受理された勧告実施状況のフォロー・アップを行っている。さらに政府は国連人権委員会の勧告をフォロー・アップすると同時に、国連報告者の超法規的・即決的恣意的処刑に関する報告にもとづき活動し、存置国へ圧力をかけるツールとして活用している。

第四に、政府は英連邦を通じて死刑制度を存置する連邦構成国の死刑を制限するための活動を行っている。関連する連邦組織として、隔年開催の英連邦首脳会議や、ハラレ宣言違反を所管し、連邦の基本的な政治的価値を提示する英連邦閣僚会議運営委員会などがある。

例外なき死刑廃止を求める英国は、壁にしっかりと積まれたレンガのように廃止国の確固とした一員となっている。そしてありがたいことに、現在のこの姿勢が変化することは想像しがたい。我々の死刑と死刑廃止についての経験は、これらの死刑執行廃止に向けた世界的運動に対して示唆を与え続けている。アフリカでは死刑制度の利用を制限する重要な進展があった。またアジアでは、世界的に大差をつけて最多執行国である中国において継続中の活動が数多く存在する。

その結果として、世界における死刑に関する議論の動向は変化してきている。「死刑：世界的な視野から」(The Death Penalty: A Worldwide Perspective)²²⁸の著者ロジャー・フッドおよびキャロリン・ホイール両教授は2015年、以下のように述べた。²²⁹

「疑いの余地なく、世界は普遍的な死刑廃止に向かっている。以前は弱い立場におかれ常に自身の立場を正当化しなければならなかった廃止主義者であったが、現在は存置主義者が守勢に立たされている。」

²²⁶ EUの最低基準の全リストは、右記にある：<http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/10015.en08.pdf>.

²²⁷ たとえば2012年12月20日、第67回国連総会は、111ヶ国の賛成、41ヶ国の反対、34ヶ国の棄権（7ヶ国の欠席）により、第四議決書（A/RES/67/176）を採択した。この議決は、特に死刑制度の利用を漸次制限するとともに、死刑犯罪の数を漸次減らし、死刑廃止を視野に入れてモラトリアムを導入することを各国に求めている。

²²⁸ 5th Edn, Oxford, 2015

²²⁹ Oxford Law News (No 19)

■ 著者について

■ ジュリアン・ノウルズ

ジュリアンは国際刑事法、人権法、メディア法を専門としている。キャリアを通じて、ジュリアンは死刑に関連する活動に従事してきた。ジュリアンは弁護士となる前は、オクラホマ州とフロリダ州で死刑弁護を行う公設弁護人の下でアシスタントとして働いていた。彼が The Death Penalty Project の活動に初めて関わったのは、Simons Muirhead & Burton 法律事務所の研修生として 20 年以上前にカリブ諸島の死刑囚の法廷代理人をつとめたプロボノ活動であったが、それ以降彼のキャリアを通じて関係は継続されている。彼は、枢密院における死刑事件の上訴審において数々の勝訴を記録し、死刑制度の重大な制限につながった数々の事件受任してきた。

ジュリアンは死刑事件以外にも数多くの大ニュースとなった事件や、貴族院、枢密院、最高裁における上訴審に名を連ねている。ジュリアンの関わった事件のうち有名なものとして、次の事件がある：*South Africa v Shrien Dewani* (2010-2014)、‘Phone Hacking’ (2013)、*R v Vicky Pryce* (2013)、‘MPs expenses’ (2010-2011)、*R v Kenneth Noye* (2011)、*Jean Charles De Menezes* (2007)、*R v Siôn Jenkins* (2004 -2006)、the Guinness appeal (2002)、*Pinochet* (1998 - 2000)。彼はまた、犯罪人引き渡し領域における先駆的研究である「犯罪人引き渡しと相互援助 (The Law of Extradition and Mutual Assistance)」(オックスフォード出版社、2013 年)の共著者でもある。

■ The Death Penalty Project について

The Death Penalty Project は、死刑に直面する人たちの人権の向上・保護のための活動を行っている。我々は世界各国で無料の法廷代理、法的助言、援助を行っている。

我々の活動は、20 年以上にわたり相当数の、冤罪の特定、死刑事件における最低限の公正な裁判の保障の実現、国内法・国際法違反の証明において、核心的な役割を果たしてきた。我々の法的な活動を通じて、多くの国において国際人権基準に適合するよう死刑の適用は制限されるようになってきた。我々の研修プログラムや調査プロジェクトは、死刑に関連する問題について啓蒙を行い、活発な議論を促すと同時に、専門家と主要関係者が交流するための基盤を提供している。